

上越市景観計画



KEIKAN

はじめに

1. 景観のとらえ方
2. 景観づくりの意義

上越市の景観は、古くから、それぞれの時代の営みが積み重ねられ、形づくりられてきました。

今を生きる私たちには、現在享受しているこれらの歴史や文化、豊かな自然の恵みを、そしてこれから私たちが築いていくまちを、誇りと自信を持って、次の世代に伝えていく必要があります。

1. 景観のとらえ方

「景観」とは、山々の眺め、川の流れ、人々の暮らし、行事、建物やまち並み、木々の緑など、私たちが日常目にしている風景であり、地域やまちの表情（様子）のことです。

身近な景観について考えていくことは、地域やまちの全体を考えることにつながります。

（1）空間的とらえ方

私たちが何かを眺めるとき、「眺められるもの（対象物）」と「眺める人」、そして「眺める場所（視点場）」の3つの関係で成り立っています。

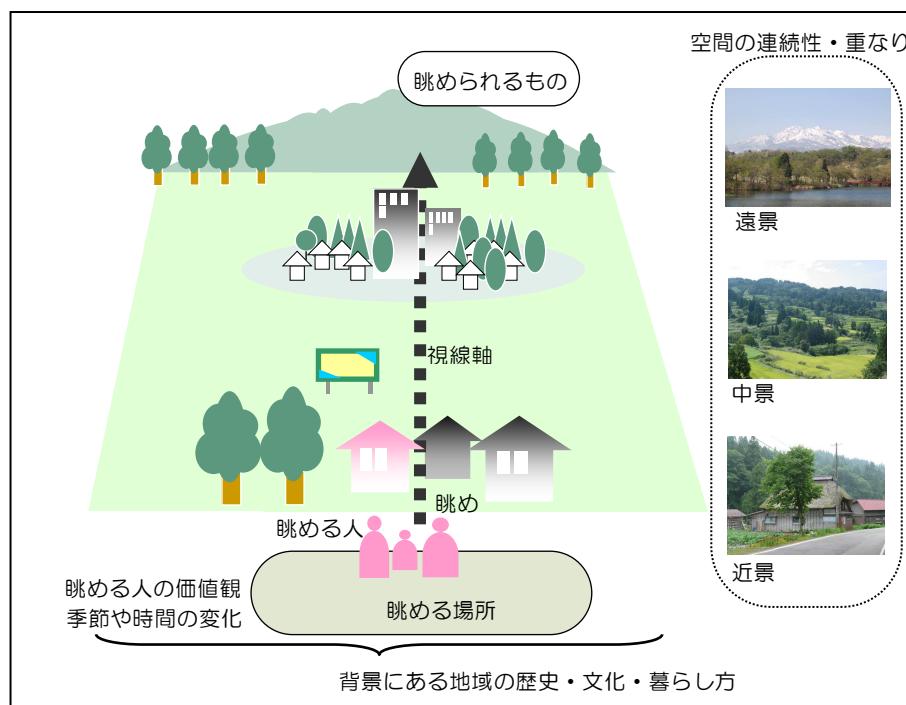
「眺められるもの」の周りにある景色を含めて、近いものから遠いものまで、目の前に広がる景色全体を、つながりの中でとらえることが大切です。

（2）人の感覚によるとらえ方

「景観」は目に見えるものだけではなく、音や光、吹き渡る風、季節の香りなど、私達の五感で感じるもの全てを通じてとらえられるものです。

そして、それをとらえる感覚は、人それぞれによって異なります。

また「景観」は、長い年月を積み重ねて地域に受け継がれてきた歴史や文化・自然風土など、私たちをとりまくあらゆる物事を反映します。



2. 景観づくりの意義

景観づくり*は、生まれ育った地域やこころに残る場所への思いを守ることでもあります。またそれは、地域をよりよく知り快適なものにすること、大切にすることを次の世代に受け継いでいくことにもつながります。

(1) 地域に愛着を持つこと

上越市の景観は、雪国の豊かな自然の中で人々が住居をつくり田畠を広げ、道をつくり暮らしを積み重ねる中で育まれてきました。

この美しい景観をまもり、育むことは、上越市に暮らす私たちが地域の特性を良く知ることにつながり、地域に愛着を持つようになります。

(2) 多くの人々を引き付ける

景観をまもり、つくり、そだてていくことは、地域やまちを美しくします。

美しいまちは、住む人にとっての心地良さにつながるだけでなく、上越市を訪れる人々に好印象を与え、交流人口の拡大につながることが期待されます。

やがて自分たちが住む地域に対して誇りが生まれ、ふるさとへの思いも膨らみ、より快適で住み心地の良いまちづくりへと発展していきます。

交流の広がりは、まちの魅力を各方面に広く伝え、多くの人々を引き付け、更なる交流の拡大へとつながっていきます。

(3) 未来への財産となる

景観を良くすることは、今を生きる私たち上越市民の責務でもあります。

美しい景観は市民みんなの宝物です。それを大切にすることは、これまで景観をそだててきた先人たちへ敬意を払うことでもあります。

また将来を担う子供たちが、そだつたまちを誇りに思い、更に次の世代にも引き継いでいこうという気持ちにつながります。

上越市の美しい景観は、大切な財産として未来に引き継がれていきます。

* 景観づくり

景観づくりとは、良好な景観を保全し創造していくことです。そのためには行政だけではなく市民・事業者を含めみんなで取り組んでいくことが必要です。

そこで、市民のみなさんにわかりやすくお伝えするために、これまでの市の計画や施策などでも示している「まちづくり」と同じように、「づくり」と表現しています。

目 次

第1章 景観計画策定の背景と位置付け	1
1-1 . 本計画策定の背景	
1-2 . 本計画の位置付け	
第2章 景観の現況と景観づくりの課題	5
2-1 . 上越市の景観資産	
2-2 . これまでの景観づくりの取り組みの評価	
2-3 . 景観づくりの課題	
第3章 良好的な景観づくりの目標と基本理念	15
3-1 . 景観づくりの目標	
3-2 . 景観づくりの担い手と役割	
3-3 . 景観づくりの基本理念	
第4章 良好的な景観づくりの取り組み	21
4-1 . 上越市の景観資産の共有	
4-2 . 市民と行政の協働・連携	
4-3 . 行政内の関連分野の連携	
4-4 . 景観づくり誘導施策の強化	
4-5 . 景観づくりを支える各種支援	
4-6 . 景観づくりの進行管理	
第5章 良好的な景観づくりの実現手法	35
5-1 . 景観計画区域	
5-2 . 良好的な景観づくりのための方針	
5-3 . 行為の制限に関する事項	
5-4 . 景観重要建造物の指定方針	
5-5 . 景観重要樹木の指定方針	
5-6 . 屋外広告物の表示及び設置に関する 行為の制限に関する事項	
5-7 . 景観重要公共施設の整備に関する事項 及び許可等の基準	
5-8 . 景観農業振興地域整備計画の策定に に関する基本的な事項	

資料編

資料 - 1. 専門用語

第5章【別冊】 良好的な景観づくりの実現手法

5-3 . 行為の制限に関する事項

上越市景観計画の全体構成

第1章

景観計画策定の背景と位置付け

1-1 本計画策定の背景

(1) 景観法の制定 国の動き

平成17年6月1日「景観法」の施行

新潟県の動き

景観づくりの基本的な方針や県と市町村の果たすべき役割等について検討を行うため有識者、専門家で構成する「新潟県景観懇談会」を平成18年度に設置しました。

上越市の動き

平成12年「上越市景観条例」制定
平成13年「上越市景観形成基本計画」策定
「発見→参加→実践→検証」のプロセスを大切にした「景観そだて」を推進してきました。

平成17年1月 周辺13町村との合併

平成19年7月 景観行政団体となる

(2) 上越市景観計画の策定

これまでの考えを継承しつつ、
景観法に基づく計画を策定することにしました。

第2章

景観の現況と景観づくりの課題

2-1 上越市の景観資産

(1) 上越市の「景観資産」



(2) 上越市の景観を構成する要素

- ① 豊かな自然(山岳・丘陵地、水辺、樹木・草花)
- ② 地形特性に応じた集落・まちなみ、田園風景
- ③ 歴史と文化に彩られた建造物・工作物
- ④ 人々の暮らし、活動

第3章

良好な景観づくりの目標と

3-1 景観づくりの目標

自然と風土がおりなす、
上質な美しさが実感できるまち

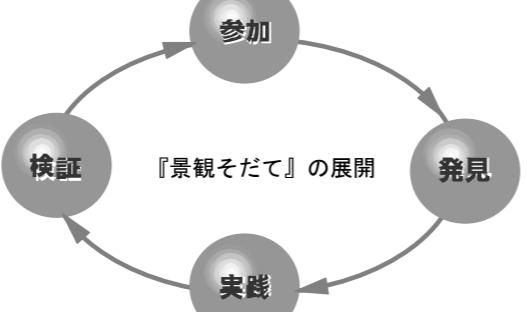
3-2 景観づくりの担い手と役割

- (1) 市民の役割
- (2) 事業者の役割
- (3) 行政(市)の役割
- (4) 専門家の役割

3-3 景観づくりの基本理念

「景観そだて」

これまででも、市民が自ら景観づくりの取り組みに参加し、大切にしたい景観を発見し、実践し、その結果を検証し、そして新たな取り組みへ誘導していくという展開を「景観そだて」と名付け推進してきました。
今後も、この考えを景観づくりの「基本理念」として継承し、「参加→発見→実践→検証」の取り組みを行っていきます。

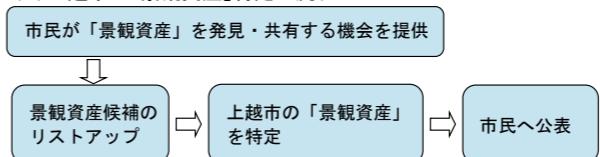


第4章

良好な景観づくりの取り組み

4-1 上越市の景観資産の共有

(1) 上越市の「景観資産」特定の流れ



(2) 上越市の景観資産の特定条件

- ① 資産としての価値が見出されているもの(本物か)
- ② 誰もが認識できるもの(共有できるか)
- ③ 地域の人々に共感され大切にされているもの
- ④ 上越市のまちづくりにとって役立つもの

(3) 上越市の景観資産の例

(4) 景観法に基づく取り組みの例

- ① 重点区域・景観地区の指定、行為の制限
- ② 景観重要建造物、景観重要樹木
- ③ 景観重要公共施設
- ④ 景観整備機構、景観協議会

4-2 市民と行政の協働・連携

- (1) 市民自ら率先して取り組む活動への協力、支援
- (2) 景観づくり推進組織の認定と景観整備機構への展開
- (3) 景観協定の認定
- (4) 景観協議会の設立

4-3 行政内の関連分野の連携

- (1) 景観づくりを推進する仕組みの充実
- (2) 総合的・横断的な景観行政の連絡、執行体制の確立
 - ① 国、県、公益事業者との協力、連携
 - ② 庁内関連分野との連携

5-1 景観計画区域

- (1) 景観計画区域 : 全市的に景観づくりの推進を図る区域
上越市全域
- (2) 景観づくり重点区域 : より積極的に景観づくりを図る区域
※指定済みの区域については別冊を参照
- (3) 景観地区 : さらに積極的な景観づくりの取り組みが必要な地区
現段階では未指定

5-2 良好な景観づくりのための方針

基本方針

「景観そだて」の展開により、「景観資産」の価値を見出し、まもり、つくり、そだてていくことを通じて、大切な「景観資産」の価値を高めています。

市民共通の「景観資産」を、次の世代に引き継いでいきます。

5-3 行為の制限に関する事項

- (1) 一般区域における行為の制限
- (2) 景観づくり重点区域における行為の制限
- (3) 届出行為の手続きとガイドライン
※本節は令和4年12月1日付け変更により、別冊に移行

5-4 景観重要建造物の指定方針

- (1) 基本的な考え方
景観的な特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要である建造物の保全を図ります。
- (2) 指定方針
 - ① 地域の景観を特色付けているもの
 - ② 地域住民に親しまれているもの
- (3) 指定の手順
- (4) 制限の緩和について

4-4 景観づくり誘導施策の強化

- (1) 事前相談制度の確立
 - ① 景観アドバイザー制度
 - ② 上越市景観審議会
- (2) 関連業界への周知

4-5 景観づくりを支える各種支援

- (1) 規制緩和などによる法的支援
 - ① 緩和措置の整備
 - ② 安全性の確保
- (2) 財源の確保
- (3) その他の支援策
 - ① 町家(雁木)維持保全事業の継続
 - ② 市民活動経費の助成制度の検討
 - ③ 景観整備の助成制度や融資制度の検討
 - ④ 貢献に対する表彰やPR

4-6 景観づくりの進行管理

- (1) 報告、評価
上越市景観審議会に対して年次報告し、評価を受ます。
また、その結果については市民に広く公表していきます。
- (2) 計画の点検、見直し
概ね5年ごとに、市民の意向を把握、進行状況を点検し、
上越市景観審議会の評価を受けます。
その結果、再検討や見直しが必要なものは、関係各機関と
推進方策等について協議し、見直しを行います。
- (3) 将来の変動が予想される事業
景観に影響を与える可能性のあるプロジェクトを進める際
には、景観づくりに配慮するよう、事業主体や関係各機関
と協議します。

5-5 景観重要樹木の指定方針

- (1) 基本的な考え方
歴史的・文化的な意義、学術的に貴重な樹木、景観づくりに
重要な役割を担い、地域の自然環境の保全に重要と認めら
れる樹木
- (2) 指定方針
 - ① 地域の景観を特色付けているもの
 - ② 地域住民に親しまれているもの
- (3) 指定の手順

5-6 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項

- (1) 基本事項
市全域において行為の制限(規制・誘導)の基準を示します。
- (2) 制限に関する事項
 - ① 良好的な景観の形成又は風致の維持に関するもの
 - ② その他
- (3) 適用する区域の指定の方針
景観計画区域内の全域に適用します。

5-7 景観重要公共施設の整備に関する事項及び許可等の基準

- (1) 基本事項
地域の景観的な特性と目標を踏まえて、道路、河川、都市公園、
海岸、港湾などについて指定します。

(2) 上越市の景観重要公共施設の候補

5-8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

- (1) 基本事項
田園、棚田など、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を
図る必要のある区域の指定の方針を提案し、保全や創出のため
- (2) 景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために
定める事項

第1章

景観計画策定の背景と位置付け

1-1. 本計画策定の背景

1-2. 本計画の位置付け

1－1. 本計画策定の背景

(1) 景観法の制定

上越市では、平成12年に「上越市景観条例」を制定、翌13年に「上越市景観形成基本計画」を策定し、「発見→参加→実践→検証」のプロセスを大切にした「景観そだて」を基本とする取り組みを進めてきました。

こうしたなか、平成17年6月には景観に関する基本的かつ総合的な法律として「景観法」が全面施行され、良好な景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が確立しました。

法制定の背景には、全国で500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、積極的に景観の整備・保全の取り組みが行われているなか、その根拠となる基本法制定への要望がありました。

それまで、各地域の自主的な景観に関する取り組みの後ろ盾となる法整備がなされ、これまでよりも一歩進んだ取り組みが出来るようになりました。

この法律の目的は、法第一条に次のように述べられています。

(目的)

「この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」

また、基本理念と担い手それぞれの責務についても、以下のように述べられています。

(基本理念)

- ・ 良好的な景観は、現在及び将来における国民共通の資産です。
- ・ 良好的な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要があります。
- ・ 地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければなりません。
- ・ 景観形成は、観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体の協働によりすすめられなければなりません。
- ・ 景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものです。

景観法の概要（国土交通省パンフレット）より

(責務)

(国)

- ・ 良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、実施します。
- ・ 普及啓発活動等を通じて、国民の理解を深めます。

(地方公共団体)

- ・ 良好な景観の形成に関し、区域の自然的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施します。

(事業者)

- ・ 事業活動に関し、良好な景観の形成に努めます。

(住民)

- ・ 自ら良好な景観の形成に積極的な役割を果たすように努めます。

景観法の概要（国土交通省パンフレット）より

(2) 上越市景観計画の策定

こうしたなか新潟県では、有識者、専門家で構成する「新潟県景観懇談会」を設置し、景観づくりの基本的な方針や、県と市町村の果たすべき役割等について検討を行うことになりました。

上越市では、平成17年1月の周辺町村との合併による市域の拡大により、景観を構成している要素も多様化し、それまでの「上越市景観形成基本計画」を改めて見直す必要が出てきました。

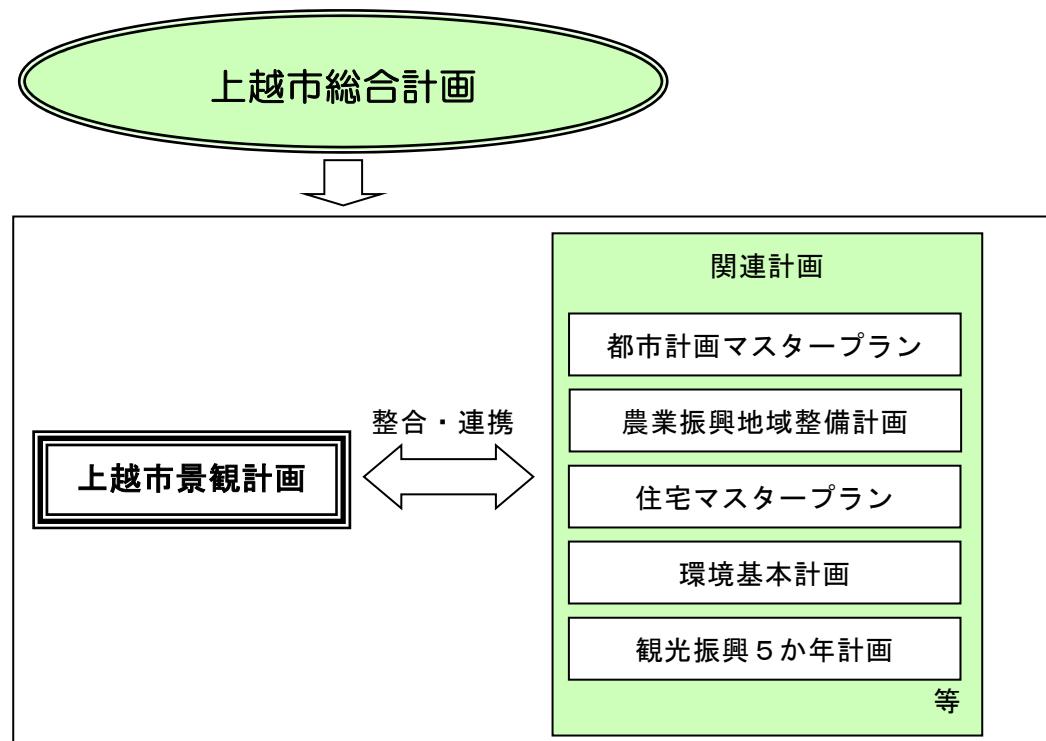
そのため、平成19年7月に景観法に基づく「景観行政団体」となり、景観づくりの取り組みを更に推進していくことになりました。

上越市は景観法の内容を踏まえ、これまでの「上越市景観形成基本計画」の考え方を継承しつつ、上越市全域を景観計画区域として、住民、行政、事業者、専門家、教育機関などとの協働により、未来に向かって進んでゆく上越市にふさわしい新たな「上越市景観計画」を策定することとしました。

なお、策定後においても逐次見直し等を行い、より充実した景観づくりの実現を目指します。

1－2. 本計画の位置付け

本計画は、上越市の最上位計画である上越市総合計画が掲げる将来都市像を実現するため、都市や農業、住宅等の各分野において定められている関係計画との整合・連携を図りながら、景観法の規定に基づき、景観計画の区域、良好な景観づくりの方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めるものです。



第2章

景観の現況と景観づくりの課題

- 2-1. 上越市の景観資産
- 2-2. これまでの景観づくりの取り組みの評価
- 2-3. 景観づくりの課題

ここでは、上越市に暮らす私たちが共感し心地良いと感じる景観を、市民共有の資産＝「景観資産」として位置付け、それを大切にし、まもり、そしてしていくにあたっての、景観の現況と景観づくりに向けた課題を整理します。

2－1. 上越市の景観資産

(1) 上越市の「景観資産」

田舎で育った人が都会の賑わいに憧れを覚えたり、都会の人が田舎の静けさに癒しを感じたりするように、「景観」は見る人の意識や価値観によって感じ方が異なることがあります。

その一方で、多くの人が共感し心地良いと感じる景観もあります。

歴史を伝える風格のあるまち並み、統一感のあるメインストリート、眼下に広がる棚田の風景などは、多くの人が美しい、心地良いと感じるのではないでしょうか。こうした景観は、満足感や安心感も与えてくれます。

■上越市の大切な「景観資産」

上越市の景観は、豊かな自然や歴史文化、雪国の暮らしに支えられています。

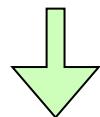
そこに暮らす人も、訪れる人も、多くの人が心地良いと感じる景観は、地域にとっての宝物になります。

本計画では、そのような景観を『景観資産』と考え、それを大切にし、上越市のまちづくりに活かせるような景観づくりを進めていきます。

多くの人々が共感し
心地良いと感じる景観

「景観資産」

=市民みんなの宝物



景観資産を大切
にするための取り組みへ

(2) 上越市の景観を構成する要素

上越市に暮らす私たちは、豊かな自然や田園風景、雪国の暮らしから生まれた集落やまちなみ、歴史と文化に育まれた建造物など、様々なものに囲まれています。

こうしたもの全てを上越市の「景観」を構成している要素として、次のように整理しました。

① 豊かな自然（山岳・丘陵地、水辺、樹木・草花）

上越市の景観を構成しているもののひとつに、四季の変化に富んだ緑豊かな自然があります。

東の米山、標高 1,000mを越える南の関田山脈、西の西頸城山地等に囲まれた広大な平野と、その雪国特有のブナ帯の山々を源とする多くの支川が関川、保倉川に注いで日本海につながり、豊かな景観をつくりあげています。

また、こうした恵まれた自然の中にある樹木や草花は、私たちの暮らしの中に潤いとやすらぎを与えてくれる大切なものです。

② 地形特性に応じた集落・まちなみ、田園風景

上越市には、地形特性に応じた集落や旧街道など雪国の暮らしを物語るものが、まちのいたるところに残されています。

山間部の谷筋には、雪国の中山間地独自の生活文化によってつくられてきた風景が、平野部にはオロシと呼ばれる山からの風を防ぐために設けられた屋敷林に包まれた集落が多く、長い海岸線に沿った集落では、北西の強風による飛砂を防ぐため、松林や竹垣が設けられるなど、独自の海岸集落をつくりっています。

③ 歴史と文化に彩られた建造物・工作物

上越市は、親鸞や上杉謙信などの歴史上の人物によっても語られる、歴史と文化の物語に彩られた建物や工作物が、今でも数多く残っています。

田園部には中山間地の暮らしに基づいた中門造りの民家が点在し、まちなかには雪国の暮らしの特徴を示す雁木や、魅力的な吹抜け空間をもつ町家、六十六ヶ寺を数える寺院群、明治以降の近代化の波を受けた洋風の公共建築など、数多くの歴史的建造物が現存しています。

④ 人々の暮らし、活動

雪深い山地に開かれた棚田、雪国の助け合う暮らしの作法や精神が凝縮した雁木、冬期間の強風から居住地を守る海岸林・屋敷林などと共にある暮らしは、地域に根ざした景観といえるでしょう。

朝市やまちなかの商店街など、人々の活動によって生み出される賑わいも「景観」を構成している要素です。

こうした上越市の景観を構成する要素の一部を次頁に紹介し、その中から、多くの人が共感し心地良いと思う「上越市の景観資産」の例と考えられるものをあげます。

上越市の景観を構成する要素の例

豊かな自然（山岳・丘陵地、水辺、樹木・草花）

- ①米山
- ⑥菖蒲高原
- ⑪閑川の流れ
- ⑯柿崎ダム湖
- ②妙高山
- ⑦岩礁海岸と砂浜海岸
- ⑫保倉川の流れ
- ⑰虫川大杉
- ③妙高の跳ね馬
- ⑧海岸防砂の竹垣
- ⑯青田川
- ⑱閑田山脈のブナ林
- ④南葉山からの頸城平野
- ⑨日本海の夕日
- ⑯大池（頸城区）
- ⑯山々の紅葉
- ⑤春日城址からの眺望
- ⑩直江津港
- ⑯高田公園のお堀
- ⑰高田公園の桜

- ㉑平野部の屋敷林の緑草花、生垣等
- ㉒高田公園のハス
- ㉓古径郷の竹垣
- ㉔安塚のヤナギバヒマツリ

地形特性に応じた集落・まちなみ・田園風景

- ①上船倉の棚田（日本棚田百選）
- ⑥岩の原葡萄園
- ⑪桑取谷の集落
- ②屋敷林を利用したハサ掛け
- ⑦高田の雁木
- ⑫中門造りの民家
- ③山麓部の扇状地からみた高田平野の広がり
- ⑧寺町の寺院群
- ⑬直江津海岸集落の板塀
- ④屋敷林に囲まれた集落
- ⑨直江津のまちなみ
- ⑭緑の低層住宅地
- ⑤米岡のハサギ並木
- ⑩旧加賀街道の松並木
- ⑮牧区七森の棚田

- ⑯柿崎ダム
- ⑰虫川大杉
- ⑱閑田山脈のブナ林
- ⑲山々の紅葉
- ⑳高田公園の桜

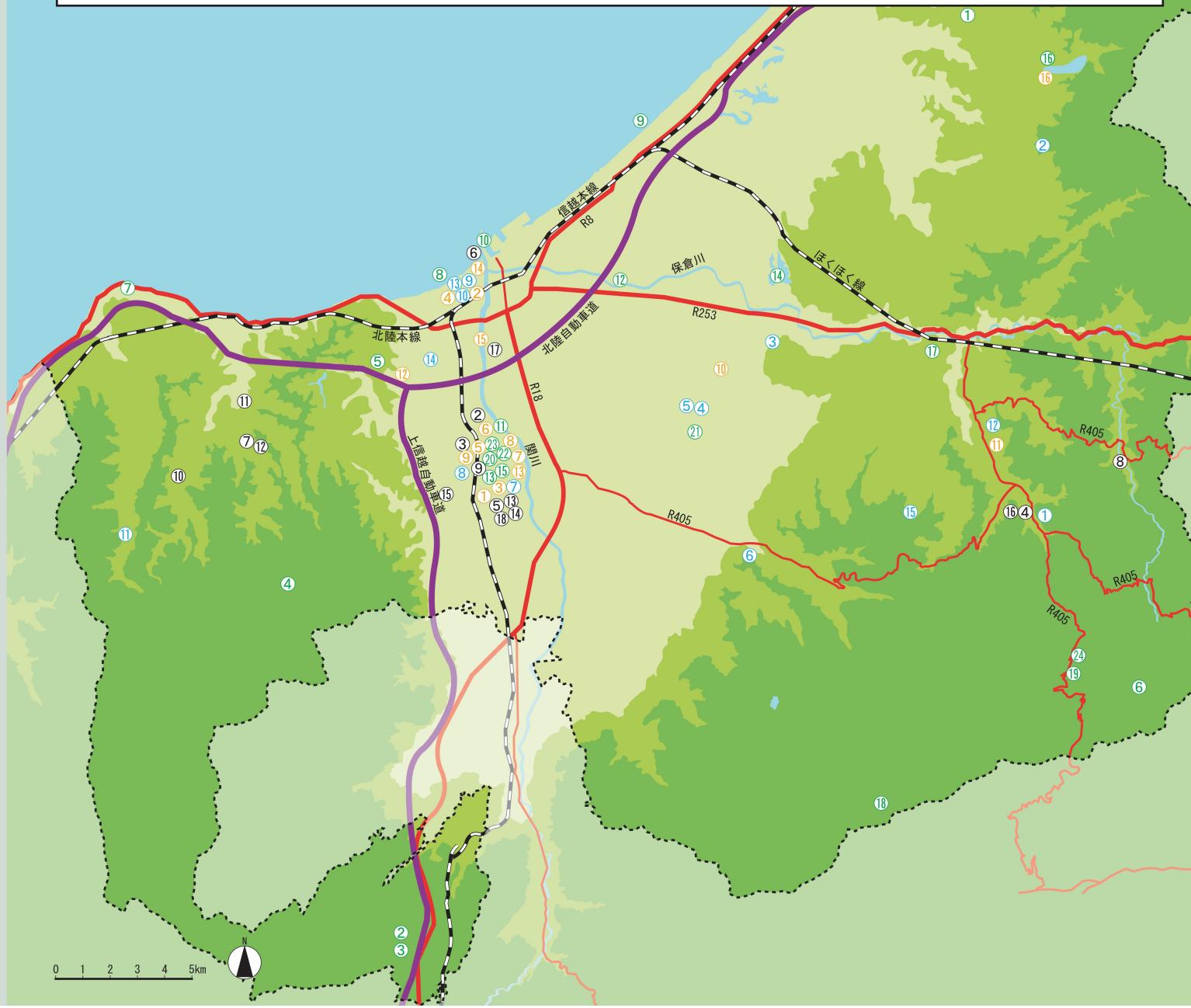
歴史と文化に彩られた建造物・工作物

- ①旧師団長官舎（上越市指定文化財）
- ⑦旧今井染物店
- ⑯高田城趾
- ②旧直江津銀行（上越市景観デザイン賞）
- ⑧小熊写真館（上越市景観デザイン賞）
- ⑯安寿と厨子王の供養塔
- ③旧小林古径邸（登録文化財）
- ⑨淨興寺（重要文化財）
- ⑯謙信公大橋
- ④五智国分寺三重塔（県指定文化財）
- ⑩富永邸（上越市景観デザイン賞）
- ⑯柿崎ダム
- ⑤高田小町（旧小妻屋）
- ⑪中門造りの茅葺民家
- ⑯春日山城跡（国指定史跡）
- ⑥旧金津憲太郎桶店
- ⑫春日山城跡（国指定史跡）

人々の暮らし・活動

- ①雪囲い（市内全域）
- ⑦雪国の伝統行事（賽の神）
- ⑯高田城百万人観桜会
- ②まちなみ一斎除雪
- ⑧ホタルの里づくり
- ⑯謙信公祭
- ③寺町のまちづくり活動
- ⑨雁木の暮らし（あわゆき組）
- ⑯レルヒ祭
- ④安塚区の緑化活動
- ⑩桑取谷の活動
- ⑯スノーフェスティバル
- ⑤高田の朝市（二、七の市、四、九の市）
- ⑪西横山の暮らし
- ⑯上越そばまつり
- ⑥直江津の朝市（三、八の市）
- ⑫中ノ俣集落の暮らし
- ⑯上越はすまつり

※凡例番号と下図の番号とは一致しています。





妙高の跳ね馬



日本海の夕日



米岡のハサギ並木



高田の雁木



牧区七森の棚田



高田城趾



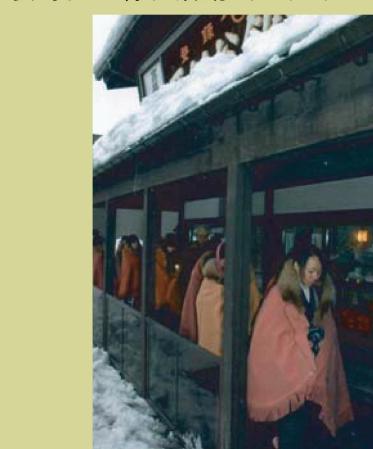
寺町のまちづくり活動



安塚区の緑化活動（ヤナギバヒマワリ）



雪国の伝統行事（賽の神）



雁木の暮らし（あわゆき組）

2-2. これまでの景観づくりの取り組みの評価

これまでの景観づくりの取り組みの成果を評価し、さらにその中で見えてきた課題を整理します。

(1) 行政としての景観づくりの取り組みの評価

①上越市景観条例・景観形成基本計画

良好な景観は市民共有の財産であるととらえ、平成12年に「上越市景観条例」を制定し、翌13年には「上越市景観形成基本計画」を策定し、美しいまちの実現を目標に、「景観そだて」に取り組んできました。

この取り組みは、現在にも引き継がれていますが、景観法という後ろ盾が出来た事により、より積極的にある程度の強制力も発揮できる制度として改定して行くことになります。

②「環境色彩ガイドライン」と

「景観づくりに重大な影響を及ぼす行為の届出制度」

平成15年6月から、調和のとれた美しい景観をまもり育てていくために、規模にかかわらず建築物、工作物等の外部の色彩にかかわる行為を行う際の基調色として、色彩の範囲を定めています。

またそれと同時に、良好な景観づくりへの誘導を図るため、上越市景観条例に基づいて「景観づくりに重大な影響を及ぼす行為」を指定し、一定規模を超える建設等について市への届出制度を設けてきました。

これまで届出物件に対しては、窓口において制度の周知とともに、施工者や建築主との協議により、徐々にガイドラインに沿った届出がなされるようになってきました。

しかしながら、まだ全ての届出対象物が最初から基準を満たしていたわけではなく、建築主や施工者の周知をより積極的に進めていかなければいけません。

③景観セミナーの開催や情報誌「景観」の発行など

市では、年1回程度「景観セミナー」を開催し、市民、行政の景観に関する意識向上を図るための場を設けるなど、積極的な取り組みを行ってきました。

平成7年度からは、市民に景観への関心と理解を深め、美しく魅力ある景観づくりを進めるため、「上越市景観デザイン賞」を設け、市内のすばらしい景観の推薦者と所有者を表彰してきました。

さらに、平成11年3月からは、魅力的な景観づくりに取り組んでいる市民の活動などを紹介した情報誌「景観」を刊行してきました。

④景観アドバイザーリスト

届出内容に応じて、それぞれの専門家により、建築物や工作物、広告物などの意匠・色彩・照明・緑化計画などについて、周辺環境に調和させるには

どのようなことに配慮したらよいかなどの視点から、平成15年より毎月、アドバイスを実施してきました。

今後も、アドバイザーの指導助言を、大切な景観資産を守るために更に活用していく必要があります。

⑤歴史的建造物を活かした高田市街地活性化の取り組み

高田地区には、日本一の総延長を誇る雁木通りをはじめ、数多くの歴史的建造物が現存しています。

こうした歴史的建造物を、高田のまちの新たな魅力として活用したいと考え、市民と行政との連携・協働によるまちづくりに取り組んできました。

また、市が所有している「旧小妻屋」を、歴史的建造物を活かした高田市街地活性化の拠点施設の一つとして整備し、「町家交流館高田小町」と命名し、集会、イベント、文化活動のほか、まちなか散策の休憩、案内所に利用しています。



町家交流館高田小町

⑥関連する分野での取り組み

景観に関連する各分野で行っているいろいろな事業において、良好な景観づくりに配慮した取り組みがなされてきました。

今後も良好な景観づくりに関連する分野の取り組みについて、上越市の全体政策の中での位置付けを整理し、序内の横断的な連携を図っていきます。

■観光分野

- ・「謙信公祭」や「レルヒ祭」などの催し物の開催
- ・観桜会時に、桜並木の創出

■農林水産分野

- ・畔や用水路を自然物でつくる、緑化やハサギの設置、環境にやさしい農地を創生する取り組み
- ・サクラの苗木をプレゼントし、都市の緑の創出支援
- ・松枯対策への補助金交付による、山々の景観保全

■道路・都市計画分野

- ・電線の地中化、カラー舗装、景観に配慮した色彩によるガードレールの設置
- ・緑化事業に対する補助金交付による支援

■生活環境分野

- ・身近な対策として、ごみ拾いをすることで良好な景観をつくるクリーン作戦を展開
- ・光害防止に関する指導業務

■生涯学習・文化財分野

- ・文化財維持保存に対する補助金交付



レルヒ像



高田城百万人観桜会

(2) 市民による景観づくりの取り組みの評価

①やすづか花の会の活動：第9回上越市景観デザイン賞

平成13年5月に設立され、「安塚地域全体が公園のようなやすらぎとうるおいのある、そして花いっぱいのまちであつたらいいな、そして全員が楽ししく元気でありたい」という思いを持ち、花と緑のまちづくりを目指して活動し、安塚区の牽引役を担ってきました。

②ほたるの里づくり（大島地区振興協議会）

：第9回上越市景観デザイン賞

大島地域では、地域資源である保倉川上流に架かる「ほたるばし」周囲において、「うるおいあふれたほたるの里づくり活動」を平成9年から始めています。

周辺には、ほたる公園やほたる見台が整備されており、それらの施設を活用しながら毎年「ほたる祭り」を開催しています。

③あわゆき組の活動：第9回上越市景観デザイン賞

歴史ある高田地区で、雁木のあるまちなみの中の伝統的な多くの町家において、活気あるまちづくりをするための各種イベントを実施しています。「町に活気」をモットーにして活動しています。

④桑取谷の活動（NPO法人かみえちご山里ファン俱楽部）

：第9回上越市景観デザイン賞

桑取谷、中ノ俣の風景を構成する一つひとつを「生きるために最低限必要で無駄がなく、自立、相互扶助の精神によって成り立っている生活技術による景観」と捉え活動しています。

⑤西横山のまちづくり活動：第9回上越市景観デザイン賞

「西横山まちづくり協議会」が呼びかけ役となり、地域住民が一体となつた参加型のまちづくりを進めています。

まちづくりでは、ふるさとの魅力ある景観として、樹齢300年を超えるシダレザクラ、築120年の茅葺民家、県内でも珍しいと評されるナツツバキの大木が育つ樹林を挙げ、手入れや維持管理を行いつつ、人々が集まって楽しめる行事の企画を行っています。

今後は、こうした市民の積極的な景観づくりの活動に対して、上越市としての全体政策の中でどのように位置付け、住民と行政との協働、連携、パートナーシップを図っていくための仕組みを形成していくことが重要です。

2-3. 景観づくりの課題

ここでは、上越市の景観を、誰もが心地良いと感じる「景観資産」として見たときに、これから「景観づくり」に取り組む際に解決していかなければならない課題を整理します。

(1) 自然環境の保護（山岳・丘陵地、水辺、樹木・草花）

近年、集落や農地を守ってきた防風林（クロマツ）の松枯れが見られることから、適切な対策を講じる必要があります。上越地域に生息・生育する野生動植物の中で、絶滅が懸念される種は434種（「レッドデータブックにいがた（新潟県：平成12年度）」）に及ぶとされています。

山岳、丘陵地を大切な景観資産としてとらえていくためには、地域にある雪の予兆や雪形などの「眺められるもの」となる山の景色の見方について伝承していかなければなりません。

私たちは、こうした自然を大切にし、保護していく必要があります。



ブナ林

(2) 「眺める場所」の保全・活用

かつて川や池沼は、身近な暮らしや遊びと密接につながっていました。思い出に残る水辺らしい景観を維持していくことが必要です。

また海岸沿いの道路では、夕日を楽しめる場所を確保する必要があるなど、アクセス道や案内サインの整備など「眺める場所」の保全や再生も重要です。

良好な景観を「眺める場所」は、山や丘陵地、水辺、海岸部にあることが多く、良好な景観への眺めを阻害することのないよう、美化活動や不法投棄を防止する取り組みを推進していく必要があります。



春日山山頂からの
高田平野の眺望

(3) 担い手の育成

雪国上越の暮らしぶりを反映する集落では、田んぼや屋敷林が、背後の山なみなどと一体となって緑豊かな景観を構成しています。

しかしながら、高齢化や後継者不足のため農地や山の荒廃が進み、伝統的なたたずまいの維持保全がされにくくなっています。



中ノ俣の棚田学校

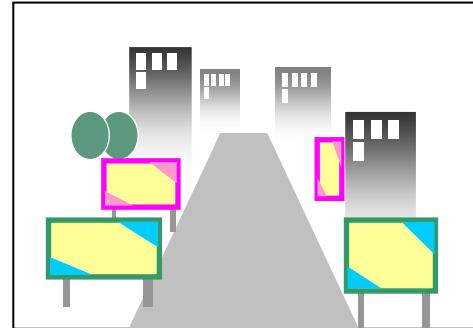
そのような景観を保全するため、暮らしの担い手を育てていく必要があります。

(4) 建造物・工作物の規制・誘導

歴史的な建物が残るまちなみ景観などは、住んでいる人たちの誇りとなると同時に、観光資源としても活用されているため、その周辺整備や開発行為に対しては、全体としての美しさ心地よさを損なわないよう配慮する必要があります。

まちなみとしての調和や統一感を形成していくためには、突出感のある建物をできるだけ抑え、高さ・屋根の形態や外壁の色彩に配慮した規制・誘導が必要です。

上越大通り、謙信公大通り、高速道路やほくほく線などの幹線は、市民だけでなく、来訪者にとっても上越市の景観を「眺める場所」になります。しかし、幹線道路沿線にある屋外広告物のなかには、多くの人が好まない、乱雑な印象を与えるものもあります。こうした周辺と調和しないものは、適切な規制・誘導を行っていく必要があります。



幹線道路沿いの広告物の乱立

(5) 制度の周知・啓発

景観づくりにおいて、一般市民に対する周知が進んでいないため、景観の届出制度などを知らないで計画を進めてしまい、地元に残る景観資産がそこなわれてしまう恐れがあります。

平成17年に合併した町村においては、安塚区を除いて「景観」に対しての経験や実績が薄いことや、体制が整っていないことなどから、市民意識の向上や行政との連携を図りながら、積極的に取り組んでいく必要があります。

特に、一定の規制を受ける側となる関係業界（建築・広告・造園など）への周知が重要です。

以上より、今後、上越市において「景観づくり」を推進するにあたって、取り組んでいく必要がある課題を次のように整理しました。

【景観づくりの課題】

- ①市民の宝物としての「景観資産」を共有し、大切にしていくこと。
- ②市民と行政とが協働・連携し、担い手を育成していくこと。
- ③行政内の総合的・横断的な推進体制を確立していくこと。
- ④誘導施策を強化し、市民及び関連業界へ周知していくこと。
- ⑤継続的な支援をしていくこと。
- ⑥取り組みを継続的に進行管理していくこと。

第3章

良好な景観づくりの目標と基本理念

- 3-1. 景観づくりの目標
- 3-2. 景観づくりの担い手と役割
- 3-3. 景観づくりの基本理念

これまでにあげた、上越市における景観づくりの現況と課題をふまえ、未来に向かって進んでゆく上越市にふさわしい新たな景観づくりの目標と、景観づくりの担い手それぞれの役割、景観づくりのための基本理念を掲げます。

3－1. 景観づくりの目標

私たちの暮らしは、先人たちが積み重ねてきた暮らしの上に築かれていています。

暮らしの中の景観は、上越市に暮らす私たちのまちに対する愛着や誇りをはぐくみ、心の拠りどころとなる、市民共有の資産であるといえます。

私たちは、こうした景観と共に暮らす中で、上質な美しさを実感することで、まちの景観資産をみんなで共有し継承し、新たな景観資産の価値を蓄積して、次の世代に伝えていく責任があります。

上越市に暮らす私たちのだれもが、日々心地良いと感じ、訪れる人たちにも上越の良さを感じてもらえるような、景観づくりを目指したいと思います。

そこで、上越市の景観づくりの目標として、「自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち」を掲げます。

景観づくりの目標

自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち

3-2. 景観づくりの担い手*と役割

景観づくりの主役は、市民、事業者、行政、専門家、教育機関など、上越市に暮らす私たち一人ひとりです。

日々の生活のなかで、各々が景観を意識し、それぞれの役割を果たすこと で「上質な美しいまち」「心地良い景観」がつくられていきます。

(1) 市民の役割

- 市民は自らが景観づくりの主役であることを認識し、地域の特性に配慮した景観づくりに努めるとともに、市が実施する景観づくり施策に協力する。
- 市民は日々の暮らしを豊かで上質なものにするよう心がけることで、景観への意識を高め、個々の暮らしの場における周辺環境に配慮する。

(2) 事業者の役割

- 事業者は自らの経済活動が地域の景観に強く影響を及ぼすことを認識し、開発や建設などの事業活動を行うにあたっては、景観づくりに最大限の配慮をする。
- 事業者は市が実施する景観づくりの施策に対し、積極的に協力する。

(3) 行政（市）の役割

- 市は景観づくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施する。
- 市は景観づくりに関する施策の実施にあたって、市民の意見を反映させる。
- 市は公共施設整備を行うにあたって、景観づくりに先導的な役割を果たす。
- 市は市民及び事業者が日常の生活や事業活動において景観づくりについての意識や理解を深めることができるよう、意識の高揚及び支援に努める。
- 市は、国、県その他の地方公共団体及び公共的団体等に対し、上越市の景観づくりについて協力を働きかけ、相互に連携できる体制を整える。

(4) 専門家の役割

- 景観に関する専門的知識や経験を有する者は、市民へ積極的に働きかけ、景観資産を大切にするための取り組みに向け、指導的役割を担う。
- 各分野の見識を活かし、景観資産の価値を市民にわかりやすく伝える。

(5) 教育機関の役割

- 教育機関は次代を担う子供たちに対し、「わがまちの暮らし」や「自然・文化」など、まちの景観に対する「発見」につながる教育を行う。
- 教育機関は生涯学習の場などにおいて、市民に対する景観学習を行う。

* 担い手

人々に親しまれ、愛される『景観』を生み出すためには、私たち一人ひとりが主役となり、自発的な取り組みを積極的に行うことが必要であるとの考え方から、それぞれの立場で景観づくりにかかわる市民・事業者・行政・専門家などを総称して「景観づくりの担い手」と表現しています。

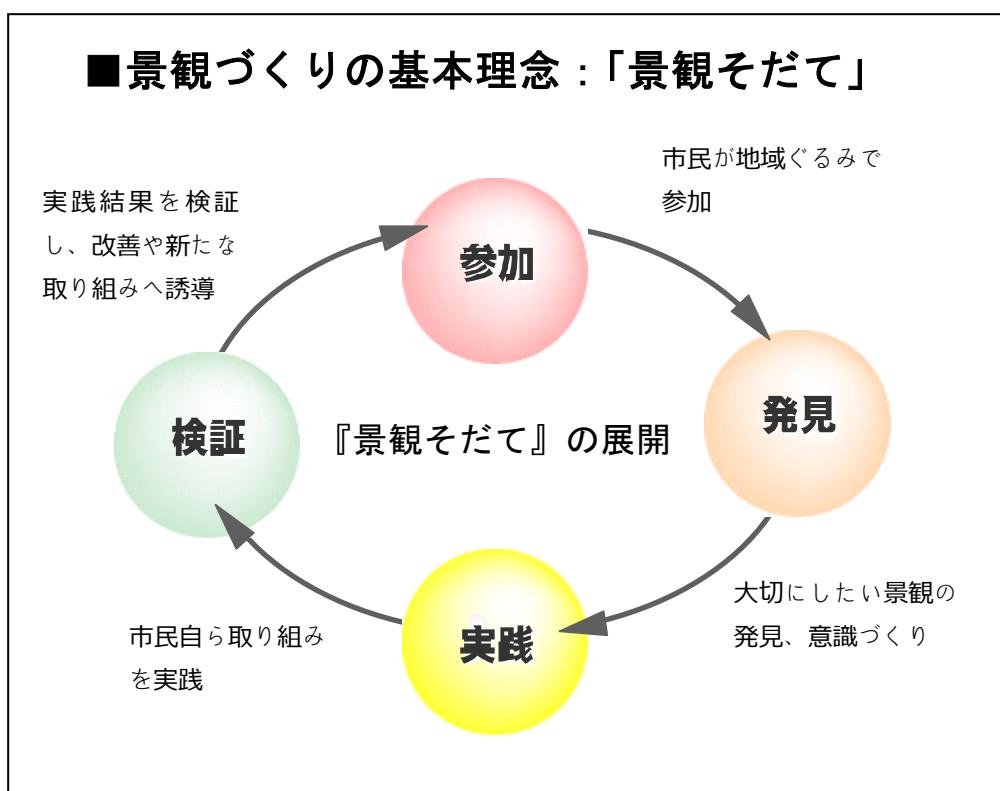
3-3. 景観づくりの基本理念

私たち一人ひとりが「眺める人」となり、景観づくりに参加しながら、大切にしたい景観を発見し、景観づくりの取り組みを実践することによって大切な上越市の「景観資産」を育むことが大切です。そして、その結果を検証し、新たな景観づくりへ誘導していきます。

主役である私たちが、それぞれの役割を認識し、互いに協力しながら、「自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち」の実現に向けて、「参加→発見→実践→検証」のプロセスを大切にした展開がとても重要です。

これまでの「上越市景観形成基本計画」においても、こうした展開プロセスを「景観そだて」と名づけて取り組んできました。

本計画においても、この考え方を景観づくりの「基本理念」として継承し、取組を行っていきます。



(1) 展開1：市民が地域ぐるみで参加

「景観そだて」を展開していくためには、景観に関する学習やイベント、四季折々の行事などへの参加を通じて、地域ぐるみで景観を意識していく必要があります。

そして、様々な景観をお互いに持ち寄って共有し、守り、または改善していくための工夫を考えていくことが重要です。



(2) 展開2：大切にしたい景観の発見、意識づくり

「景観そだて」においては、「眺める人」一人ひとりが、大切にしたいもの、好きな場所などを意識して発見することが大切です。

日ごろ見慣れている暮らしの中の景観に気づき、身のまわりにある景観の価値を見出していくための、きっかけづくりがとても重要です。

取り組みへの参加を通じた私たち一人ひとりの発見が、多くの人々に共有され、それが共通の価値となって、上越市民みんなの景観資産を大切にしていくことにつながります。



(3) 展開3：市民自ら取り組みを実践

取り組みの実践は、大切な「景観資産」を、未来を担う子供たちや孫たちの世代に引き継いでいくことです。

それと同時に、上越市を訪れる人たちに対する「おもてなし」の視点に立って、地域の魅力を引き出す工夫が大切です。

まずは、自分たちが「上越市の景観をつくっている」ということを意識して、家の前をきれいにし、草花を大切にするなど、一人ひとりにとっての身のまわりを心地良くしていく試みからはじまります。



(4) 展開4：実践結果を検証し、改善や新たな取り組みへ誘導

「景観そだて」を、持続的な展開につなげていくには、実践結果を検証し、改善や必要に応じた規制・誘導につなげていくことが重要です。

こうした検証を通して、上越市の大切な景観資産の共有と蓄積を図り、その取り組みの情報を発信していきます。

これらの取り組みを、新たな展開へと発展させ、次の世代へと引き継いでいきます。

第4章

良好な景観づくりの取り組み

- 4-1. 上越市の景観資産の共有
- 4-2. 市民と行政の協働・連携
- 4-3. 行政内の関連分野の連携
- 4-4. 景観づくり誘導施策の強化
- 4-5. 景観づくりを支える各種支援
- 4-6. 景観づくりの進行管理

ここでは、これまでの景観づくりの取り組みから見えてきた課題を解決し、上越市「景観づくりの目標」に向かって進んで行くために、基本理念である「景観そだて」に則って取り組む施策を示していきます。

4－1. 上越市の景観資産の共有

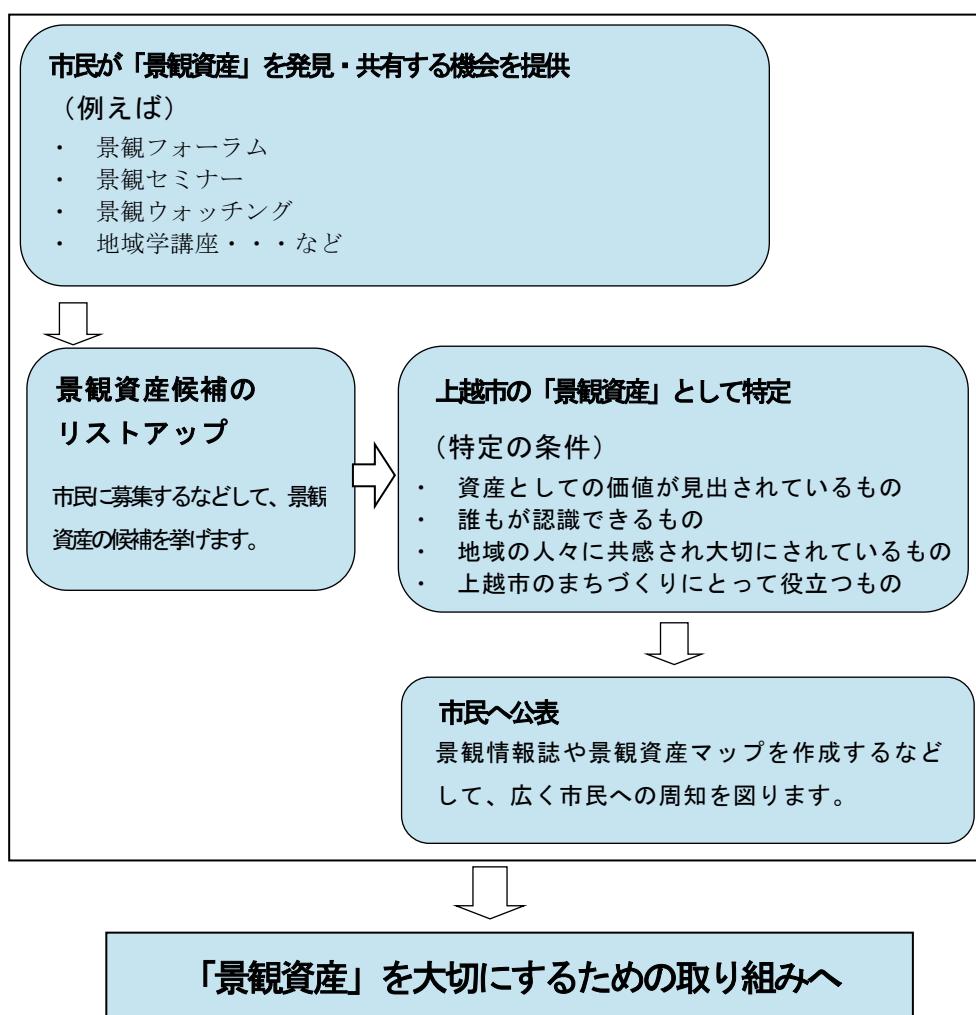
景観づくりに取り組むにあたって、上越市として大切にする市民みんなの宝物である「景観資産」を市民みんなで共有していきます。

市民の意見を聞き、景観審議会での議論を経た上で、上越市として大切にしていく「景観資産」を特定するための仕組みを作ります。

「資産価値が見出されているか」「誰もが認識できるか」「地域の人々に大切にされているか」「上越市のまちづくりに役立つか」といったものを特定していきます。

また、特定された「景観資産」は情報誌などを通じて市民に広く周知し、より多くの方々の共感が得られるようにします。

(1) 上越市の「景観資産」特定の流れ



(2) 上越市の景観資産の特定条件

①資産としての価値が見出されているもの（本物か）

- 地域の自然や歴史文化から、その景観が有している魅力や特徴が見出されているもの。
- 眺めの対象となるもの（建物や山、川、樹木など）だけでなく、それを取り巻く周辺の環境を含めて価値が見出されているもの。
- その景観資産が、上越市らしさや特徴をあらわしているもの。

②誰もが認識できるもの（共有できるか）

- 景観資産を眺める場所は、だれもが容易に立ち入ることが出来るところ。
- 多くの上越市民がメリットを享受できるもの。（特定の営利目的でないか）

③地域の人々に共感され大切にされているもの

- 地域住民による景観づくりについての取り組みが行われているもの。
- 景観を構成する要素となるもの（建物や樹木、その土地）の管理者が特定できるもの。

④上越市のまちづくりにとって役立つもの

- 景観資産を活かしたまちづくり活動などが、上越市の発展や魅力の向上につながるもの。
- 景観づくりの活動が永続的なもので、歴史的価値が高いもの。（新しいものでも将来の永続性があるもの。）

以上の条件から、上越市の「景観資産」の候補と考えられる例を示します。これらは上越市に暮らす人々であれば、誰もが共感し、心地よいと感じる「景観資産」といえます。

また、ここにあげるもの以外にも、これまでに「上越市景観デザイン賞」として表彰されてきた様々な景観や景観づくりの活動も、市民共有の「景観資産」であるといえます。

(3) 上越市の景観資産の候補

①妙高の跳ね馬や、米山、尾神岳への眺望景観

上越市には、「あの山に三度雪が降れば、里にも雪がやってくる」という言い伝えがあります。

平野部の農村において山の「雪形」を眺め、種まきの適期を知ろうとする知恵や、山を見て天気を占うといった伝承が受け継がれています。

水田地帯にとっての妙高山や南葉山は、水を涵養する作神として信仰の対象であり、また日本海に接してそびえ立つ米山は、航海や漁業のランドマークとして漁民や海運業者にとっての信仰の対象でした。



中郷区から見る妙高山

②原風景としての日本海に沈む夕日

上越市の海岸は、西頸城丘陵が日本海に接する地域の岩礁海岸と潟町砂丘を代表とする砂丘海岸があり、対照的な海岸景観を有しています。

このような海岸から眺める日本海に沈む夕日は、上越に暮らす人々にとって、子供のころの原風景として、いつまでも心に残るふるさとの「景観資産」です。



日本海に沈む夕日

③城下町のシンボル高田城趾・高田公園

高田城の三重櫓は、慶長19年に築城され、明治3年に火災のため焼失してしまいましたが、上越市発足20周年記念事業として平成5年に再建され、城下町のシンボルとなっています。

高田公園では、春になるとソメイヨシノが咲き誇り、夜桜をライトアップした「百万人観桜会」が開催されるなど、市民の憩いの場として大切にされています。



ライトアップされた
高田城三重櫓と夜桜

④美しい棚田の田園景観やハサギ

上越市の山間部の耕作地では、狭い段丘面や地すべり地形の斜面を利用し、人々の暮らしの知恵が反映された、美しい棚田が望めます。

安塚区の上船倉の棚田は「日本棚田百選」に選ばれるなど、多くの人々にその美しさが共有された「景観資産」といえます。

また、平野部には米岡のハサギ並木など、田園部の生活文化に密着した景観が存在しています。

屋敷林を利用したハサ掛けなども農村に受け継がれてきた暮らしと文化を代表する「景観資産」といえます。



「楽しい通学路」

(第2回写ッセ・自然景観部門賞)

⑤日本一の総延長を誇る雁木通り

高田地区や直江津地区には、日本一の総延長を誇る雁木を持つ町家が並んだまちなみが現存しています。

雪国の助け合いの精神が凝縮した個々の暮らしを反映した雁木の景観は、文化遺産としても評価されています。



高田の雁木

(第3回写ッセ・上越物語部門賞)

⑥雪国の暮らし

上越市は豪雪地帯であり、雪は人々の暮らしにとって大きな課題でもありました。

近年は「雪」の持つ魅力や利点を活かし、雪景色や雪を利用した商品の開発などが行なわれています。

上越市では「雪」を「上越市ブランド戦略」の中核イメージとして扱うなど、

雪国の暮らしのものが、市民共有の「景観資産」として認識されてきています。



雪国の楽しみ(スノーフェスティバル)

⑦その他、上越市の景観資産として 考えられるもの

これまでに取り上げた以外にも、桑取谷の集落景観、中ノ俣の集落景観、寺町のまちづくり、青田川を愛する会の活動、安塚区の緑化活動、大島区ホタルの里づくりの活動など、積極的な景観づくり、まちづくりに貢献している活動も、大切にしていく「景観資産」として取り上げて行きます。

また、高田 IC 周辺、新幹線新駅周辺地区も、上越市に訪れる人々にとっての玄関口となるため、その周辺の景観も大切な景観資産として考え、様々な施策に取り組んでいきます。



中ノ俣集落の氣比神社大祭



謙信公大橋(グッドデザイン賞 2003 年度
建築環境デザイン部門受賞)

(4) 景観法に基づく取り組みの例

① 景観法で取り組むことができる施策

例として取り上げた「景観資産」に対して、景観法に基づく景観計画に位置付けられたメニューで、その資産価値を守り育てていくことができる施策を、「雁木通り」を例に示します。

■ 景観計画でできること（例示）

■ 景観づくり重点区域・景観地区の指定、行為の制限

- 雁木協定が結ばれるエリアを、景観づくり重点区域とする。
- より積極的な行為の制限を設ける。
- 例えば、壁面線の制限＝セットバックの禁止、道路に面する部分の高さ制限、外壁の色彩規定など。
- さらに積極的な景観政策が必要な場合、住民との合意形成を進め、「景観地区」として指定する。

■ 景観重要建造物

- 雁木を持つ建物を町家とあわせて、景観重要建造物に指定する。
(準防火地域の外壁制限の緩和検討のため)

■ 景観重要公共施設

- 雁木を持つ町家の前面道路を景観重要公共施設として、周辺整備を行う際に、雁木のまちなみ配慮した整備事項を定める。

■ 景観整備機構

- 雁木協定を結んでいる協議会を、雁木保存を目的とした「景観整備機構」に位置付け「景観」という視点から雁木のまちなみを協議する。
- 雁木整備に関する事項や景観づくりのルールを検討するほか、イベントの企画・運営など、雁木のまちづくりに関する意識の醸成などにも取り組む。

■ 景観協議会

- 各協議会の連合会などを「景観協議会」に位置付ける。

■ 景観協定

- 雁木の保存活用に関する「地域協定」を景観法に則した、「景観協定」に移行する。

■ 屋外広告物の行為制限

- 屋外広告物条例の整備により、雁木を持つまちなみの意匠に配慮した看板にする。

4－2. 市民と行政の協働・連携

「景観そだて」の展開を持続的な取り組みとして市民生活の中に定着させ、実効性を高めるために、市民と行政が連携する体制を整えていきます。

将来的には、市民の自主的な取り組みが推進できるように、市民間での情報交換などの交流拠点として、さらには行政と市民とをつなぐ役割として、第三セクターやNPO活動を推進する組織の確立や、それら組織を、景観法に基づく「景観整備機構」への指定に向けて検討を進めます。

そして様々な景観そだての担い手や各関係業界との意見調整を行うため、景観法に基づく「景観協議会」の設立を検討します。

また、市民自ら率先して取り組む活動への協力や支援を充実します。

(1) 市民自ら率先して取り組む活動への協力、支援

市民活動や景観づくりに寄与する整備等の実践など、市民・事業者による取り組みに積極的に関わり、情報提供やPR、専門家の派遣などの協力、セミナーの開催、地域のリーダー育成などの支援を行います。

- ・ 景観づくり重点区域の指定に向けた地区の取り組みの誘発
- ・ 協議会やワークショップによる地域住民の合意形成、意識啓発
- ・ 公共公益事業における計画段階からの利用者や市民参加、参画の促進
- ・ 市民への公共公益事業に関する情報公開と説明の徹底
- ・ まちなかの暮らしや、町家・雁木のあり方などを考える研究会の組織化
- ・ 耕作放棄地の田舎体験を通じた維持管理や景観整備機構の指定
- ・ 景観情報誌、景観資産マップ、インターネットによる情報提供
- ・ 地域の景観学習教材などの作成と発行
- ・ 緑化活動などを通じた環境保全意識を、身近な「景観教育」とする事業

(2) 景観づくり推進組織の認定と景観整備機構への展開

積極的に様々な活動に取り組んできている組織は、景観づくりの先輩としてこれまでの経験を活かし、新たな景観づくりの取り組みに立ち上がった組織をリードしていくことが期待されます。

これらの組織は、活動内容に加え、周辺地区へ波及するための役割も担うことになります。また、場合によっては、連携支援型の別組織として新たに展開させていくことも考えられます。

そこで上越市としては、こうした市民やNPO法人などによる活動を支援することを目的として、一定の条件を満たす市民により組織された団体を「景観づくり推進組織」として認定します。

そして将来的には、景観法第92条に基づく「景観整備機構」としてその団体を指定するための検討を進めます。

「景観づくり推進組織」の認定については次に掲げる要件を満たすこととします。

1. その活動が景観づくりに有効と認められること
2. その活動が財産権その他の権利を不当に制限するものでないこと
3. その活動が、地域住民の多くの指示を得ていると認められること
4. 規則で定める要件を具備する規約が定められていること



景観法第92条に基づく

景観整備機構へ

(3) 景観協定の締結及び認可（景観法 第81条及び第83条）

市民の主体的な「景観そだて」の取り組みを醸成していくための手段の一つとして、一定の区域に存する土地・建物・広告物・樹木の他、景観づくりにおいて配慮すべきものの所有者等が、その位置・規模・形態等、景観づくりに必要な事項について、景観法第81条に基づく景観協定を締結することができます。その内容が各種要件に該当するすると認められる場合、市は同法第83条に基づき、当該景観協定を認可します。

(4) 景観協議会の設立

景観行政団体である市、公共施設管理者、景観整備機構（NPO法人などの住民組織）により、様々な機関や団体間の意見調整を効果的に行うため、景観協議会を設立します。

景観協議会では、現行の景観審議会も加え、多方面からの意見を集約し、「景観」という視点から協議する場とします。

景観協議会は、施設整備に関する事項や施設周辺の景観づくりのルールづくりを検討するほか、景観に関するイベントの企画・運営など、景観づくりに関する市民意識の醸成に積極的に取り組みます。

4－3. 行政内の関連分野の連携

上越市では、「景観資産」を大切にした、良好な景観づくりを進めるにあたって、公共公益事業の展開に工夫を加えていきます。

また景観行政団体として、府内の関連分野の連携を強化し、国や県、その他関係機関との連携による総合的・横断的な景観行政の推進体制を確立していきます。

(1) 景観づくりを推進する仕組みの充実

良好な景観づくりを推進するにあたって、公共公益事業において、市民や利用者の積極的な参加を導き出す工夫を行い、使いやすく、親しみのある公共公益施設の整備を進めます。

また、公共公益事業における景観の質を高めるため、総合的な調整機能の向上、担当職員の知識技能向上などの人材育成、さらに事業を進める過程における景観的な配慮や工夫を取り入れた手法の導入を行います。

- 企画、調査、計画段階等、早期における景観計画や総合設計制度の導入。
- 公共公益事業の計画者、設計者の選定方法の検討。
- 既存公共施設改修の際の積極的な改善。

(2) 総合的・横断的な景観行政の連絡、執行体制の確立

景観づくりでは、関連する施策が多分野にわたることがあるため、総合的に推進するには、調整、統括、誘導を図る役割を担い総合的に推進する府内の組織体制を整えるとともに、関連する国や県の機関、隣接する他の市町村との連携が重要になってきます。

そこで、府内の関連分野との連携による総合的・横断的な景観づくりの推進体制を確立し、必要に応じて、国や県、その他関係機関と連携し、効率的に魅力ある景観づくりに取り組む体制を整えます。

①国、県、公益事業者との協力、連携

景観づくりの取り組み施策の展開では、景観行政団体である上越市の景観づくりの方針を、国、県、その他の関係機関に対しても積極的に働きかけ、連絡を密に取りながら、相互に協力できる体制を構築していきます。

また、眺望景観など、隣接市にも影響する景観づくりについての調整・連携を図るため、県との連携体制を整えていきます。

②府内関連分野との連携

府内の関連する分野の連携によって、総合的な景観そだての取り組みの調整を行います。

また、本計画に基づく施策の推進や点検、見直しを行うなど、全府的な総合調整及び施策決定を行う体制を整備します。

事業による施設整備のみならず、施設整備後の維持管理を考慮した計画づくりと維持管理の仕組みと体制を構築します。

■建築関連分野との連携

- ・ 確認申請時から、景観に配慮した助言・指導を行える体制を整備する。
- ・ 景観重要建造物指定による建築基準法の緩和項目について市独自の条例制定を検討する。
- ・ 公共施設整備（既存の改修も含む）において、先導的な景観づくりを行う。
- ・ 住宅政策において、景観に配慮した住宅建設を推進する。

■都市計画分野との連携

- ・ 景観地区・準景観地区の指定などによる、都市計画法との連携を図る。
- ・ 都市計画マスタートップランにおいて、景観計画の基本方針との連携を図る。
- ・ 公園整備や道路整備などの公共整備事業において、景観計画の基本方針との連携を図る。

■観光分野との連携

- ・ 国の「観光立国推進基本計画」に基づき、良好な景観に関する観光資源の保護、育成、開発についての連携を図る。
- ・ 「観光振興5か年計画」に基づき、来訪者に魅力的であることはもちろん、市民一人ひとりが、地域の魅力に気づき、誇りを持ち、住んでよし、訪れてよしの「観光立市」を目指した相互の連携を図る。

■環境分野との連携

- ・ 自然景観の保全に関して、「環境基本計画」に基づき、相互の連携を図る。
- ・ 景観づくりを身近な「環境づくり」のひとつとして位置付ける。

■教育分野との連携

- ・ 学校教育、生涯学習教育の場において、景観に関する配慮を、身のまわりの暮らしに目をむけた身近な「景観教育」として展開する。
- ・ 「地域学」や「地元学」など公民館での生涯学習活動での地域固有な景観講座を支援する。

■農林業分野との連携

- ・ 棚田の維持など、地域特有の農村景観を維持保全するため、農業振興地域整備計画との整合を図る。
- ・ 休耕田や耕作放棄地の対策など、農地法との調整により「景観整備機構」による耕作地の利用権取得可能とするための条件について連携を図る。
- ・ 林業分野における植林や林道整備において調整を図る。

■文化財分野との連携

- ・ 景観重要建造物指定において、文化財指定・登録制度との調整を図る。
- ・ 良好な景観形成に重要と考えられる景観要素について、それが持つ歴史的、文化的視点からの評価について、専門的立場からの意見を求められるような連携体制を整理する。
- ・ 文化的景観保存計画についての検討を進め、景観法、文化財保護法、双方からの保護措置を検討する。

4－4. 景観づくり誘導施策の強化

上越市では、これまでも行ってきた届出制度を強化し、景観に配慮した事業展開が図れるよう各種業界に積極的に働きかけるなど、景観誘導施策を強化していきます。

(1) 事前相談制度の確立

現在、建築確認申請などの各種手続きの前に相談が出来る窓口を設けています。

さらに上越市の「景観資産」を大切にしていくための工夫や配慮について、常設的にアドバイスできる制度として、景観アドバイザー制度、景観審議会を専門家との協力のもとに実施していきます。

■景観アドバイザー制度

- ・ 景観に関する専門家をアドバイザーとし、市民、事業者、行政の各種景観施策や景観づくりの取り組みに対し、適切な助言及び指導を行う。
- ・ 民間の大規模開発や大規模建築物の建設、さらに公共公益施設の整備に対し、事前相談制度による景観アドバイザーミーティングにおいて総合的に調整する。
- ・ 景観法に基づく「行為の制限に関する事項」においては、上越市内で建築物や工作物等をつくる時には、景観に関わる事項についてアドバイスができるようとする。
- ・ さらに、市、県、国が行う事業については、景観アドバイザーの意見を最大限尊重する。

■上越市景観審議会

- ・ 本計画の進行管理や景観施策などに関しては、上越市景観審議会に対して報告を行い、意見を求め、評価を受けていく。
- ・ 上越市景観審議会では、景観づくりの施策の進行状況及び成果や景観を阻害する要因に対する審査を行い評価するとともに、必要に応じて改善等の助言を行う。
- ・ そのため、より一層の公正の確保と透明性の向上に努める。
- ・ また、本計画の見直しに際しても、諮問を受け答申を行う。

(2) 関連業界への周知

建築業界や広告業界、造園業界などをはじめとする各業界に対して、景観に配慮した事業展開を図るよう積極的に働きかけていきます。

それぞれの業界にとって、景観へ配慮した業務展開や技術開発が、業界のイメージアップにつながるような施策を検討します。

なお、上越市外の業界へも、上越市の景観計画を周知するためのPR活動を展開していきます。

4－5. 景観づくりを支える各種支援

建築基準法上の規制緩和や、各種税制による支援などについて検討します。

(1) 規制緩和などによる法的支援

①緩和措置の整備

景観重要建造物の、建築基準法の規定による制限の一部の緩和について検討します。

②安全性の確保

上記の景観重要建造物に対する緩和措置においては、防災に対する安全面からの措置をどう担保するかについて検討します。

(2) 財源の確保

「景観そだて」のプロセスを、持続的に発展させていくため、また、その後の維持管理の財源を安定して確保していくための仕組みを構築します。

市民活動を支援する助成や、景観づくりの基準に基づく整備に対する助成・低利融資など、また事業者への景観づくりのPR活動や市民への啓発活動資金などにも柔軟に活用できる財源確保に努めます。

そのため、景観づくりファンド（基金）の創設やPFI等の民間資金の導入などについて検討します。

(3) その他の支援策

上記のほか、上越市の「景観資産」を大切にするために検討していく支援策を掲げます。

- ①町家（雁木）維持保全事業の継続。
- ②景観に寄与する市民活動に対する活動経費の助成制度の検討。
- ③景観に寄与する整備に対する助成制度や融資制度の検討。
- ④景観づくりへの貢献に対する表彰やPR。

4－6. 景観づくりの進行管理

(1) 報告、評価

本計画に基づく良好な景観づくりに関する取り組みについては、上越市景観審議会に対して年次報告し、評価を受けるものとします。

また、その結果については市民に広く公表していきます。

(2) 計画の点検、見直し

概ね5年ごとに、上越市の景観づくりに対する市民の意向を把握し、計画の進行状況等の点検を行い、上越市景観審議会の評価を受けるものとします。

その結果、再検討や見直しが必要なものについては、関係各機関と連携しながらその後の推進方策等について協議し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 将来の変動が予想される事業

上越市では、今後数年の間に都市基盤整備事業の実施が予定されているなど、大きな変動が予想され、景観に大きな影響を与える可能性のあるプロジェクトが進められています。

こうした事業を進める際には、本計画で定めた景観づくりに配慮するよう、事業主体や関係各機関との協議を進めて行きます。

第5章

良好な景観づくりの実現手法

- 5-1. 景観計画区域
- 5-2. 良好な景観づくりのための方針
- 5-3. 行為の制限に関する事項（別冊を参照）
- 5-4. 景観重要建造物の指定方針
- 5-5. 景観重要樹木の指定方針
- 5-6. 屋外広告物の表示及び設置に関する
行為の制限に関する事項
- 5-7. 景観重要公共施設の整備に関する事項
及び許可等の基準
- 5-8. 景観農業振興地域整備計画の策定に
関する基本的な事項

上越市としてこれまでに取り組んできた景観づくりの政策を基本的に継承し、景観法に基づいた実現手法を示します。

5－1. 景観計画区域

(1) 景観計画区域

上越市全域を景観計画区域とします。

多様な地形や季節の変化がもたらす豊かな彩りと、そこに住む人々の暮らし方やまちの歴史文化が深く結びつきながらつくられてきた上越市の景観は、私たち市民共通の資産です。

こうした、地形、気候、暮らし方、歴史文化が一体となった全市的な景観づくりを推進することが必要であるからです。



※景観づくり重点区域については、次頁の考えに基づき随時区域を決定する。(指定済み区域については第5章別冊に掲載)

※景観地区は現段階では未指定であり、必要に応じて都市計画決定により指定

(2) 景観づくり重点区域

①景観づくり重点区域

上越市では、各区域に調和した美しい景観づくりを総合的、計画的に推進するため、これまでも「上越市景観条例」における「景観形成地区」として景観づくりを進めています。

こうした現行の取り組みを継承しつつ、それぞれの区域に応じた取り組みの方向性を住民の意見を聴いた上で、特に良好な景観づくりを推進していくとする区域については「景観づくり重点区域」として、より積極的な景観づくりを図っていきます。

「景観づくり重点区域」の指定については、住民から発意があった場合、その意見を尊重し、上越市景観審議会の協議を経て行うこととします。

②指定済みの景観づくり重点区域

指定済みの景観づくり重点区域については第5章別冊を参照してください。

指定済みの区域以外の区域でも、上越市としての特徴的な景観を現す一定の範囲や、今後数年の間に都市基盤整備など事業実施が予定されているなど、大きな変動が予想され、景観の保全や規制・誘導が必要とされる区域や、住民意識の高まりにより発意があった区域を「景観づくり重点区域」として指定することを検討し、その区域の特性を活かしたきめ細かな景観づくりを図っていきます。

景観づくり重点区域

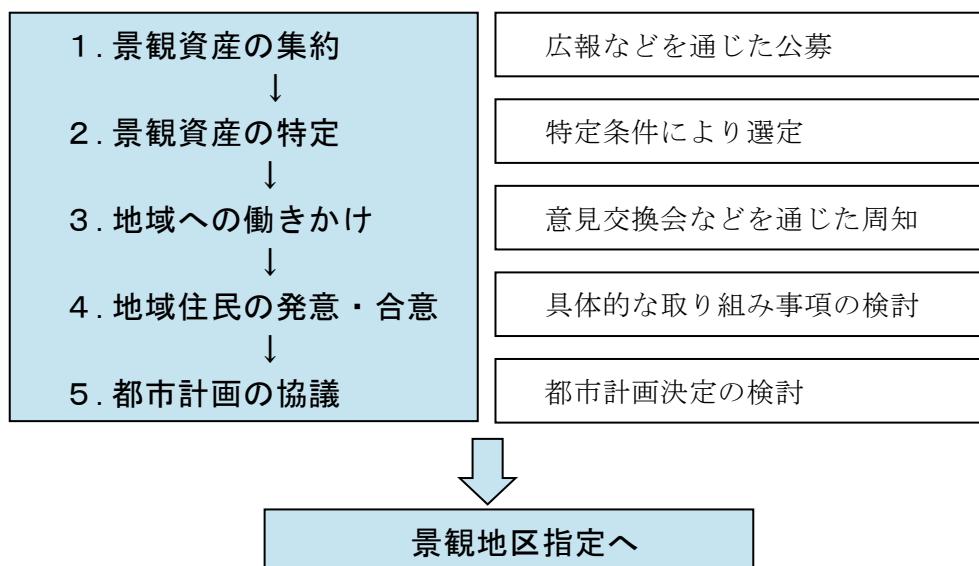
- 先導的に景観まちづくりに取り組んできた区域
- 市内の特徴的な景観を現す一定範囲の区域
- 今後の変動が予想され景観誘導が必要とされる区域
- 住民意識の高まりにより、発意のあった区域

(3) 景観地区

①景観法に基づく「景観地区」指定へ向けての検討

また、これら「景観づくり重点区域」については、地域住民との協議により合意形成を図り、さらに積極的な景観づくりの取り組みが必要な場合には、景観法に基づく「景観地区」の指定を目指し、関係機関や上越市都市計画との連携・調整を進めていきます。

「景観地区」の指定の流れ



5-2. 良好な景観づくりの方針

「景観づくり」で一番大切なのは、私たち一人ひとりが「上越市の景観をつくっている」ということを意識して取り組むことです。

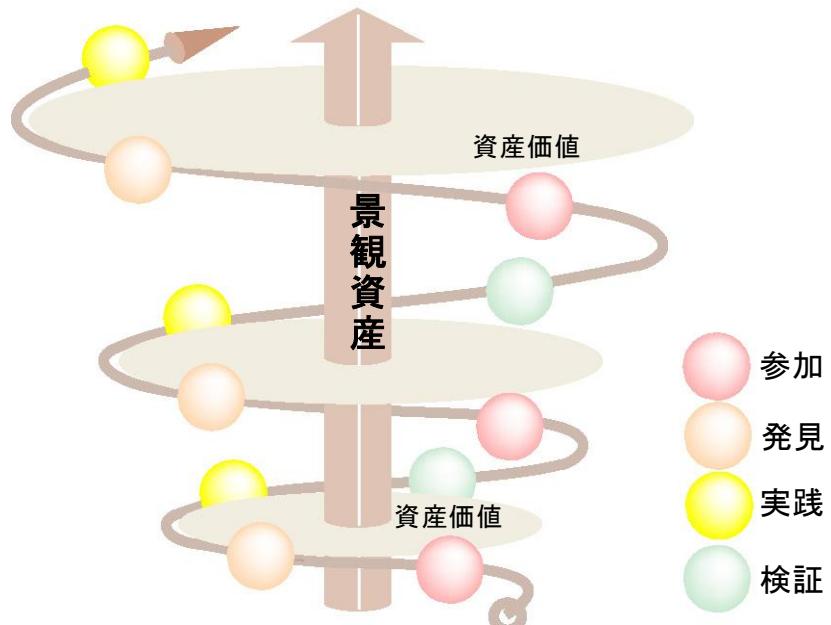
日々の暮らしの中で、なにげなく目にしている「身のまわりの景観」を大切な「景観資産」であると捉え、その価値を見出し、市民みんなで共有してそだてていくことで、「景観資産」の価値を増していく必要があります。

本計画では、基本理念として示した「参加→発見→実践→検証」を通じた「景観そだて」の展開により、上越市の「景観資産」を大切にするための取り組みによって、「景観資産」の価値を高めていき、次の世代に引き継ぐことを基本方針として推進していきます。

基本方針

- 「景観そだて」の展開により、「景観資産」の価値を見出し、まもり、つくり、そだてていくことを通じて、大切な「景観資産」の価値を高めています。
- 市民共通の「景観資産」を、次の世代に引き継いでいきます。

自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち



景観そだての展開

5－3. 行為の制限に関する事項

上越市の「景観資産」を大切にしていくため、建物などを建てる時は、その配置や高さ、色などが大切な「景観資産」を阻害しないようなものにしましょう。

上越市では一定規模を超える景観への影響の大きなものや、景観づくりに重要な一定の地域内では、建設行為に際して届出制度を設け、適正な景観づくりへの誘導を図ります。

行為の制限に関する事項の詳細については、第5章別冊を参照ください。

5－4. 景観重要建造物の指定方針

(1) 基本的な考え方

上越市においては、まちのにぎわいを示し、市民に愛され、積極的な利用が行われている建造物が多数存在しています。

また、将来に継承していくべき歴史的建造物も数多く残されています。

しかしながら、近年の都市開発の進展、生活様式の変化により、多くの建造物が社会的に認識、評価されることもなく消滅の危機にさらされ、まちのにぎわい景観、地域の歴史的景観が急激に変容しています。

この要因のひとつとしては、市民が自分たちの住むまちのどこにどんな建造物があるのか正確な情報をもっていないことから、地域の特徴的な景観資産の価値を見出せないためであるとも考えられます。

こうした景観的に重要な建造物等を再評価し、保存・継承していくことは、将来のまちづくりを担う次の世代に対する私たち市民の責任でもあります。

そこで、景観法施行規則第6条に定める「地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観的な特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要であること」及び「道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるものであること」が認められる建造物の保全を図るため、景観法第8条第2項第3号に定める「景観重要建造物」として指定を進めます。

(2) 指定方針

以下に示すものに該当する建造物を、上越市の良好な景観づくりに重要なものと考え、景観重要建造物への指定を目指します。

①地域の景観を特色付けているもの

- ・ 外観上の特徴があり地域のシンボルとなっているもの。
- ・ 地域の歴史的意匠を有しているもの。
- ・ すでに文化財保護法における登録有形文化財である建造物。

②地域住民に親しまれているもの

- ・ 積極的な活用が行われているもの。
- ・ 景観上将来にわたって保全・継承の必要性があるもの。

また、これまで景観デザイン賞を受賞しているものなどは、広く市民に認識されていると考え、4章に掲げた「景観資産」として取り上げ、条件が整ったものから「景観重要建造物」の指定を目指します。

(3) 指定の手順

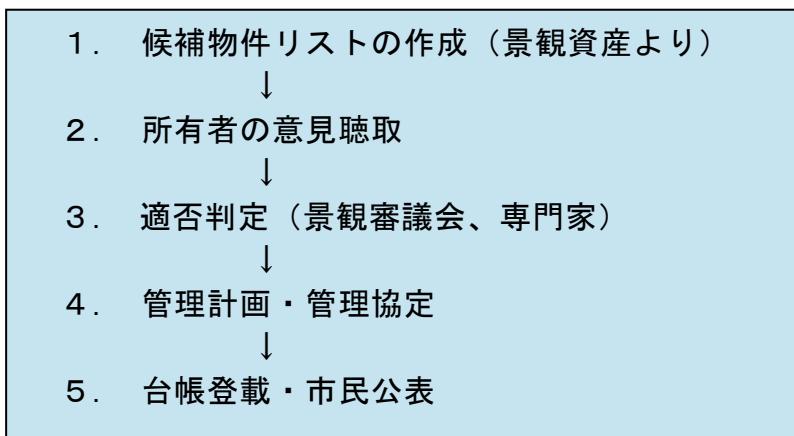
景観重要建造物の指定は、以下の手順によって行います。

上越市として大切にする「景観資産」から、指定の候補となる物件のリストを作成します。そのために必要な調査を文献や現地確認によって行い、良好な景観づくりに重要と認められる形態意匠の有無、及びその建造物の維持保全状況を確認します。

候補物件については市民からの推薦や管理者所有者からの推薦も受けることとします。

次に、対象建造物の所有者（管理者）の意見を聞き、続いて景観及び意匠、建築史に関連する分野の専門家、上越市景観審議会の意見を聞いて適否判定を行います。

その後、指定した後の維持管理計画や必要に応じて協定を設け、最終的に指定されたものは台帳に登載して市民への公表を行うこととします。



(4) 制限の緩和について

建築基準法第85条の2においては、「景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物のうち、良好な景観の保全のためその位置又は構造をその状態において保存すべきものについては、市町村は国土交通大臣の承認を得て、これらの規定による制限を緩和することができる。」とされています。

今後、これらの制限の一部緩和について検討します。

5－5. 景観重要樹木の指定方針

(1) 基本的な考え方

景観法施行規則第11条各号に定める「地域の自然、歴史、文化等から見て、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観形成に重要であること」及び「道路その他の公共の場から公衆によって容易に望見されるものであること」の基準に従い、歴史的・文化的な意義、特徴ある樹容、学術的に貴重などの特徴を有する樹木、景観づくりに重要な役割を担うと認められるものや、地域の自然環境の保全に重要と認められるものを景観重要樹木として指定します。

(2) 指定方針

以下に示すものに該当する樹木は、上越市の良好な景観づくりに重要なものと考えられるため、景観重要樹木への指定を目指します。

①地域の景観を特色付けているもの。

- ・ 外観上の特徴があり地域のシンボルとなっているもの。
- ・ 周囲の環境等により、心象に残る樹形をなすもの。

②地域住民に親しまれているもの。

- ・ 積極的な維持管理が行われているもの。
- ・ 景観上将来にわたって保全・継承の必要性があるもの。

また、これまで景観デザイン賞を受賞しているものなどは、広く市民に認識されていると考え、4章に掲げた「景観資産」として取り上げ、条件が整ったものから景観重要樹木への指定を目指します。

(3) 指定の手順

景観重要樹木の指定は、景観重要建造物の指定の手順と同様に、対象樹木の候補リストを作成し、所有者（管理者）の意見を聞き、景観及び樹木に関連する分野の専門家、上越市景観審議会の意見を聞いて行うこととします。

5－6. 屋外広告物の表示及び設置に関する

行為の制限に関する事項

(1) 基本事項

屋外広告物法及び新潟県屋外広告物条例をもとに、周囲との関係を十分配慮し、適用する区域の指定の方針及び、表示個数、表示面積、道路への突出幅、意匠、高さ、色彩、素材、照明などについて、良好な景観を構成する重要な要素と位置付け、統一感のある上質な景観づくりを図ることを推奨し、市全域において行為の制限（規制・誘導）の対象項目を示します。

(2) 制限に関する事項

- ・ 屋外広告物法及び新潟県屋外広告物条例の規定に基づくものとする。
- ・ 広告物の位置、高さ、意匠、大きさ、色彩、材料などは、周囲の建物や自然環境との調和や統一感に配慮する。

(3) 適用する区域の指定の方針

景観計画区域内の全域に適用します。

なお、現在は新潟県の屋外広告物条例による規制に基づいていますが、同条例、第7条（禁止地域）及び第8条（許可地域）内で、同条例の定める一定基準内の自家用広告物についても届出対象とするため、今後、県との調整を図り「（仮称）上越市屋外広告物条例」の制定について検討します。

その中で、一般基準より強化して誘導を図る「重点区域」について検討し、さらに、良好な景観づくりを図るため特に必要と認める区域については「禁止区域」に指定することも検討します。

5－7. 景観重要公共施設の整備に関する事項

及び許可等の基準

(1) 基本事項

地域の景観的な特性と目標を踏まえて、道路、河川、都市公園、海岸、港湾などについて指定します。

地域の景観の核となる骨格道路、及び河川景観軸、公園、港湾等については、将来の景観重要公共施設の候補とし、当該公共施設及びその周辺整備を行う際には、その周辺の特性や土地利用に応じた整備事項を定めるとともに、案内標識等の付帯施設の整備を促進しながら、良好な景観づくりを図ることとします。

(2) 上越市の景観重要公共施設の候補

上越市の大切な「景観資産」と考えられる、高田公園周辺道路、春日山周辺道路、国道8号、国道18号などを、景観重要公共施設の候補として、その指定に向け、関係各機関との協議を進めて行きます。

5－8. 景観農業振興地域整備計画の策定に

関する基本的な事項

(1) 基本事項

田園、棚田など景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要のある区域の指定の方針を提案するとともに、保全や創出のための支援について定める項目を示します。

景観農業振興地域整備計画を策定するにあたっては、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保することが求められます。

(2) 景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために定める事項

- ・ 対象とする区域
- ・ その区域内における土地の農業上の利用に関する事項
- ・ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- ・ 農用地等の保全に関する事項
- ・ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項等

資料編

資料 - 1 專門用語

資料 - 1 専門用語

ア行

名称	掲載頁	解説
意匠	10	意匠法第2条に規定される物品（物品の部分を含む。）の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合で、視覚を通じて美感を起こさせるもののこと。
屋外広告物	44	屋外広告物法に基づくもので、商業看板に限らず、屋外で常時または一定期間の間、公衆の目に付くように表示されるもの。シンボルマーク等でも何らかのイメージを与えるものは、すべて屋外広告物に該当する。

カ行

名称	掲載頁	解説
開発行為	別冊-5	都市計画法第4条第12項に規定される主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の「区画形質の変更」のこと。
確認申請	31	建築基準法第6条及び第88条に基づき、建築物、また広告塔、擁壁などの工作物および昇降機などの工作物の工事に着手する前に、その計画が建築関係法規に適合するものであることについて、建築主事等の審査、確認を受けるための申請。
基調色	10	建物や広告物などにおいて最も面積が広い、地色や背景色のことで「ベースカラー」とも表現される。
景観協議会	29	景観法第15条で定められた景観計画区域において良好な景観づくりを進めるのに必要な協議を行うため、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等が協力し合って協議を行い、景観に関するルールづくりを行う機関のこと。
景観行政団体	3	それぞれの地域の特性に応じた景観計画の策定、景観計画に基づく行為の規制、景観づくりの取り組みの実施など様々な施策を行う地方公共団体のこと。
景観協定	29	景観法第81条に定める景観計画区域内の一団の土地所有者等による、自主的で柔軟な景観に関するルールづくりのこと。 その区域内の全員の合意により、良好な景観の形成に関する協定を締結することができる。
景観計画	1	景観法第8条第1項に定められた法定計画であり、景観づくりを進めるための基本的な計画のこと。計画対象となる範囲や良好な景観づくりのための方針、届出の基準などのルールを定める。
景観計画区域	36	景観計画に定める景観づくりを推進する区域で、現在ある良好な景観資産を大切にしながら、建造物の建築等の行為の制限を行い、緩やかな規制誘導を行う区域のこと。

名称	掲載頁	解説
景観重要建造物	41	景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観づくりに重要な建造物のこと。
景観重要公共施設	45	景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等にかかる公共施設のうち、良好な景観づくりに重要なものとして定められたもの。
景観重要樹木	43	景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観づくりに重要な樹木のこと。
景観条例	2	美しい町並みや、良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定している条例。 景観法に基づき景観行政団体が定めたもの（法委任条例）と景観法制定以前から地方自治体が独自に定めているもの（自主条例：後出）とがある。
景観審議会	32	上越市景観条例に基づき設置され、景観づくりに関する基本的事項及び重要事項を調査審議する機関のこと。
景観整備機構	29	景観法第92条に定めるもので、住民主導の持続的な景観づくりの取り組みを支援するため、NPO法人や公益法人で景観行政団体の長から指定されたもの。 主な業務として、景観形成に関する情報提供、相談、その他の援助、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などを行う。
景観そだて	18	市民が自ら景観づくりの取り組みに参加し、大切にしたい景観を発見し、実践し、その結果を検証し、そして新たな取り組みへ誘導していくという展開のこと。
景観地区	31	都市計画区域内で、より積極的な景観づくりを誘導するため、建築物等の形態、色彩、デザイン、高さや面積について総合的な規制を定める地区のこと。
景観づくり重点区域	37	これまでの「上越市景観条例」における「景観形成地区」としての取り組みを継承しつつ、特に良好な景観づくりを推進していこうとする区域のこと。
景観農業振興地域整備計画	46	景観法第55条に規定されている景観計画区域のうち農業振興地域内にあるものについて、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農業用地及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要がある場合、景観行政団体が定める計画のこと。
行為の制限	40	景観法に基づいた景観行政団体の景観計画に定める良好な景観づくりのため、建築物などの建設行為に一定の制限を設けること。
公共公益事業	30	道路、河川、運河、下水道、公園、広場、図書館など公共の用に供する施設や、駅、医療施設など市民生活のために必要な公共的サービスのこと。

サ行

名称	掲載頁	解説
彩度	別冊-4	色の鮮やかさを数値で示したもの。数値が低いほうが落ち着いたやわらかな色になる。
色相	別冊-4	赤、黄、緑、青、紫といった色味の違い。赤 R、黄 Y、緑 G、青 B、紫 P とその中間の黄赤 YR、黄緑 GY、青緑 BG、青紫 PB、赤紫 RP の 10 の色相があり、その他無彩色は N で示される。
自主条例	2	国が定める法律とは別に、または法律の整備がされていない事項に関して、地方自治体が独自に定めた条例のこと。
視点場	はじめに	対象を眺める場所、位置のこと。
準景観地区	31	都市計画区域外で「景観地区」を定める場合の名称。

タ行

名称	掲載頁	解説
耐久性	別冊-5	建築物などの材料が持つ長期間環境の変化に持ちこたえられる能力のこと。
耐候性	別冊-5	建築物などの材料を屋外に放置したときの耐久性のこと。
退色性	別冊-5	建築物などの材料が、日光などにさらされて色がだんだん薄くなる(色があせる)ことに耐える性能のこと。
建築面積	別冊-5	建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく工作物の真上から光をあてたときの影の面積こと。
登録有形文化財	41	文化財保護法による届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護制度で、従来の指定制度(重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの)を補完する制度のこと。
道路付帯施設	別冊-7	道路に付随して設けられる街渠・側溝・ガードレール・カーブミラー等の道路管理者が管理している施設のこと。
都市計画マスター プラン	31	平成 4 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第 18 条の 2)。
土地の区画形質の変更	別冊-7	土地の「区画」「形」「質」いずれかの変更を行なうこと。 「区画」: 公共施設の新設付け替え、廃止を行なうこと。 「形」: 切土、盛土などにより造成を行なうこと。 「質」: 山林、農地など宅地以外のものを宅地にすること。

ナ行

名称	掲載頁	解説
延床面積	別冊-5	建物の各階の床面積を合計した面積のこと。各階の床面積とは外壁または柱の中心線で囲まれた面積のことで、吹抜け部分、庇、ポーチなどは床面積には含まれない。
法面 (のりめん)	別冊-6	道路建設や宅地造成などに伴う地山掘削、盛土などにより作られる人工斜面のこと。

ハ行

名称	掲載頁	解説
光害 (ひかりがい)	11	屋外照明が周辺環境へ及ぼす影響、照明の漏れた光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。
壁面線	27	道路から建物に向かって一定の距離の線のこと。

マ行

名称	掲載頁	解説
マンセル表色系（三属性）	別冊-4	色を数値で表す体系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。
明度	別冊-4	色の明るさを数値で示したもの。数値が高いほど明るく白っぽく見える。

KEIKAN

上越市 都市整備部 都市整備課
〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
TEL : 025-526-5111 FAX : 025-526-6112

第5章 別冊

良好な景観づくりの実現手法

- 5-1. 景観計画区域
- 5-2. 良好な景観づくりのための方針
- 5-3. 行為の制限に関する事項**
- 5-4. 景観重要建造物の指定方針
- 5-5. 景観重要樹木の指定方針
- 5-6. 屋外広告物の表示及び設置に関する
行為の制限に関する事項
- 5-7. 景観重要公共施設の整備に関する事項
及び許可等の基準
- 5-8. 景観農業振興地域整備計画の策定に
に関する基本的な事項

5－3. 行為の制限に関する事項

上越市の「景観資産」を大切にしていくため、建物などを建てる時は、その配置や高さ、色などが大切な「景観資産」を阻害しないようなものにしましょう。

上越市では一定規模を超える景観への影響の大きなものや、景観づくりに重要な一定の地域内では、建設行為に際して届出制度を設け、適正な景観づくりへの誘導を図ります。



(1) 一般区域における行為の制限

一定規模以上の建築物・工作物の建設行為や土地の区画変更については、上越市の景観に与える影響が大きいと考え、その行為の基準を定めます。

詳細は、本節末尾の「(1)-1. 一般区域における行為の制限」を参照ください。

■対象区域：一般区域（景観づくり重点区域以外の上越市全域）

(2) 景観づくり重点区域における行為の制限

景観計画区域のうち、特に良好な景観づくりを推進していこうとする「景観づくり重点区域」においては、その区域の住民を中心とした景観づくりの担い手とともに、より具体的・積極的に、区域の特性を活かしたきめ細かな行為の基準を示す「景観づくり地区計画」を定め、景観づくりを図ります。

詳細は、本節末尾の各地区計画（(2)-1～3）を参照ください。

■対象区域：景観づくり重点区域内

【指定済みの景観づくり重点区域】

(2)-1 安塚地区（上越市安塚区の全域）

合併前の旧安塚町時代から景観づくりに積極的に取り組んでおり、合併後も市民による景観づくりや環境整備の有志活動が行われ、地域の活性化やコミュニティの醸成などに貢献し、住民の生活に浸透しています。

(2)-2 南本町三丁目地区（上越市南本町三丁目の一部）

平成9年頃から雁木通りを中心とした景観づくりに取り組んでおり、住民の活動により地域コミュニティをはぐくみ、まちを魅力的にする活動に取り組んでいます。

(2)-3 大町五丁目地区（上越市大町五丁目の全域）

平成21年から、住民の総意で、統一感のある景観をいかした雁木の保存・修繕に取り組んでおり、町内外の日常生活に欠かせない歴史・文化を感じさせる雁木を守り、育て、創り出していく活動を行っています。

(3) 届出行為の手続きとガイドライン

① 届出行為の手続き

計画区域内で適正な景観づくりへの誘導を図るため、「景観づくりに重大な影響を及ぼす行為」の対象となる届出及び「景観づくり重点区域」における行為の届出は、以下の図に示す手順で行います。

その行為に着手する 30 日前（実地調査が必要な場合は最長 90 日前）までに行為の届出が必要になります。（但し、市長が良好な景観づくりに支障が無いとみとめた場合は、その旨を通知した日から着手できます。）

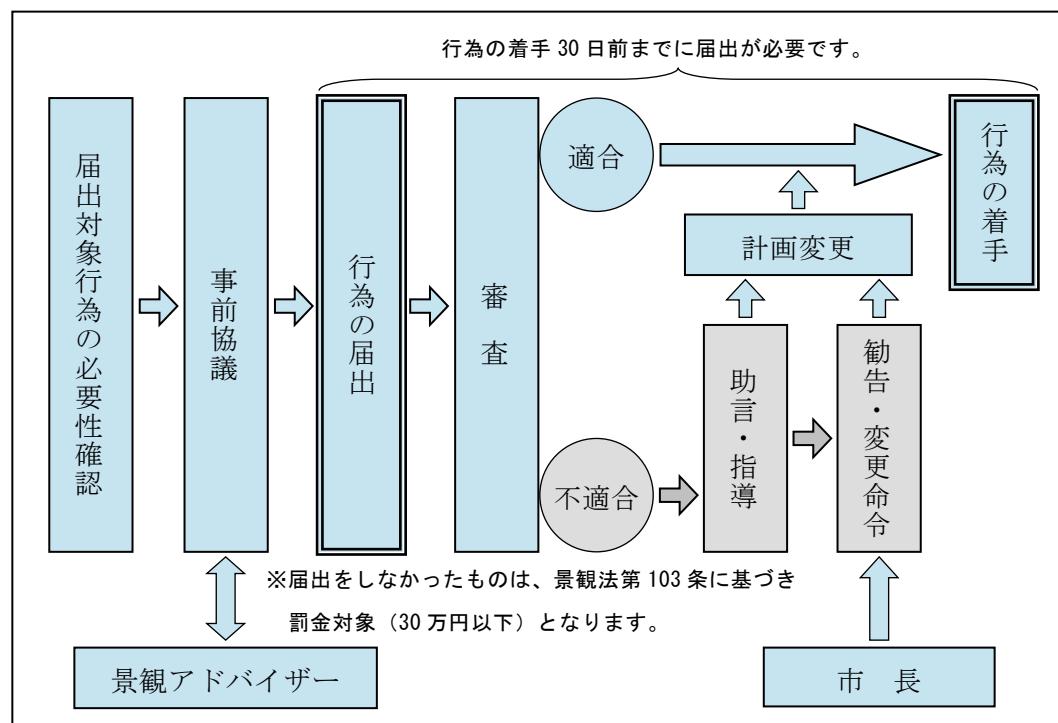
届出しなかったものに対しては、景観法第 103 条に基づき罰則規定もあります。

そのため、あらかじめ企画段階から行為の基準やガイドラインを参考に、景観づくりへの配慮が必要です。

市では「景観アドバイザー」の制度を設けて、行為の届出前から随時相談を受け付けます。

届出された行為については、その内容が行為の基準、ガイドラインに沿ったものかを審査し、不適当なものについては助言・指導を行い、計画の変更を要請いたします。

また、必要に応じては景観審議会の意見を聞き、市長名で勧告、及び変更命令を行うこともあります。



②「上越市環境色彩ガイドライン」

建築物、工作物等が、上越市の大切な「景観資産」を引き立て、魅力ある上質な景観の一部となるよう、外部の色彩にかかわる行為を行う際の誘導の指標として、色彩についての基準値を定め推奨してきました。

今後もこのガイドラインの積極的な利用を推奨していきます。

■景観づくりのための推奨色

周辺の建物や自然環境との調和に配慮し、上越市の豊かな自然や歴史文化にふさわしい色として、一般的に多く使われている、下記表の**太枠の範囲の色**を用いることを推奨します。

これにより、周辺から突出することなく落ち着いた景観を保つことができます。

■景観づくりのための環境色彩基準

建築物、工作物等の外部の色彩にかかわる行為を行う際、建物の主要な外観の色彩の範囲を以下のように定めています。

色彩を表す尺度としては、J I S（日本工業規格）によって規定されている三属性による色の表示（マンセル表色系）を用いています。

色調 色相	明度 5.0 未満の 場合の彩度値	明度 5.0 以上 8.0 未満の 場合の彩度値	明度 8.0 以上の 場合の彩度値
1. 25R～6. 24R	3. 5 未満の色彩	2. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
6. 25R～8. 74R	6. 5 未満の色彩	4. 5 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
8. 75R～1. 24YR	7. 5 未満の色彩	4. 5 未満の色彩	1. 75 未満の色彩
1. 25YR～3. 74YR	7. 5 未満の色彩	4. 5 未満の色彩	2. 25 未満の色彩
3. 75YR～6. 24YR	8. 5 未満の色彩	5. 5 未満の色彩	3. 5 未満の色彩
6. 25YR～8. 74YR	8. 5 未満の色彩	5. 5 未満の色彩	3. 5 未満の色彩
8. 75YR～1. 24Y	8. 5 未満の色彩	5. 5 未満の色彩	3. 5 未満の色彩
1. 25Y～3. 74Y	6. 5 未満の色彩	4. 5 未満の色彩	2. 75 未満の色彩
3. 75Y～8. 74Y	3. 5 未満の色彩	2. 75 未満の色彩	1. 75 未満の色彩
8. 75Y～1. 24GY	2. 75 未満の色彩	2. 25 未満の色彩	1. 75 未満の色彩
1. 25GY～3. 74GY	2. 75 未満の色彩	1. 75 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
3. 75GY～6. 24GY	2. 25 未満の色彩	1. 75 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
6. 25GY～1. 24B	2. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
1. 25B～6. 24B	2. 25 未満の色彩	1. 75 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
6. 25B～8. 74B	2. 75 未満の色彩	2. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
8. 75B～1. 24PB	3. 5 未満の色彩	2. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
1. 25PB～3. 74PB	4. 5 未満の色彩	3. 5 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
3. 75PB～6. 24PB	3. 5 未満の色彩	2. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
6. 25PB～1. 24P	2. 25 未満の色彩	1. 75 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
1. 25P～6. 74P	1. 75 未満の色彩	1. 75 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
6. 75P～3. 74RP	1. 75 未満の色彩	1. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩
3. 75RP～1. 24R	2. 75 未満の色彩	2. 25 未満の色彩	1. 25 未満の色彩

(1)-1. 一般区域における行為の制限

平成 22 年 7 月 1 日 告示

◆地区の概要

範 囲	景観づくり重点区域以外の上越市全域
届出対象 とする行為	<p>1. 次のいずれかに該当する建築物等の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>ア 高さが 13m を超える建築物等</p> <p>イ 延べ面積又は築造面積が 500 m² を超える建築物等</p> <p>ウ 建築基準法第 48 条第 1 項から第 14 項までのただし書きの規定に該当するもの</p> <p>2. 都市計画法第 4 条第 12 項で規定する 3,000 m² 以上の開発行為</p>

◆行為の基準

対象	対象事項	基 準
建築物・ 工作物	計画地	・計画地の特性に配慮し、周辺との調和を図る。
	配 置	・地区計画など優れた地域の特性を活用する。 ・周辺建築物等の壁面の位置を考慮し調和を図る。
	高 さ	・上越市の景観資産に対し、その周辺と調和し、突出感を与えない高さとなるよう配慮する。
	意 匠	・建築物等全体が統一感のある意匠とする。
	色 彩	・周辺の建物や自然環境との調和に配慮する。 ・建物の主要な外観の色は、上越市環境色彩ガイドラインの環境色彩基準の範囲を超えないこととする。
	素 材	・周辺との調和に配慮した素材を使用する。 ・耐久性、耐候性、退色性等を考慮した素材を使用する。
	照 明	・周辺環境への影響に配慮し、過剰な光が敷地外や上方に散乱しないようする。 ・周辺が暗く見えてしまうような眩しさを発する照明器具は使用しない。 ・照明器具は必要な場所、時間帯に適切な機能を持ったものを必要最低限使用する。 ・光源は、色が自然に見えるものを使用し、色味は暖かみのあるものが望ましい。

(1)-1. 一般区域における行為の制限

建築物・工作物	附帯設備 (室外機、屋外階段など)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ見えにくい位置に設置するようする。 ・壁面を立ち上げる等、適切な覆いで隠すようする。 ・やむを得ず見える位置に設置する場合は、壁面と同一の色調とするなど建築物等全体と調和させる。 ・屋外階段は、建築物等全体としてまとまりのある位置、意匠とする。
	附属施設 (車庫・駐車場)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境、建築物等との調和に配慮した配置、意匠とする。 ・駐車場は植栽等により、道路等外部からの景観に配慮する。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出個数を必要最小限にし、建築物等と一体感のある形態となるよう努める。
	塀、柵等及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵等を設ける際は、圧迫感や閉鎖感を与えないようする。 ・敷地内は、できるだけ緑化する。
開発行為	土地の区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・開発による土地造成に伴い法面、盛土が生ずる場合は、できる限り法面に対し緑化する。

(2)-1. 安塚地区景観づくり地区計画

平成 22 年 7 月 1 日 告示

◆地区の概要

範 囲	位 置	上越市安塚区の全域
	面 積	約 7,023 ha
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然資源を大切に守る景観づくりを進める。 ・自然と人工物が調和した景観づくりを進める。 ・四季の変化が楽しめる季節感あふれる景観づくりを進める。 	
届出対象 とする行為	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の模様替え及び色彩の変更 2. 屋外広告物の表示または屋外広告物を掲示する物件の設置 3. 1,000 m²を超える一団の土地の区画形質の変更 4. 市が認定する樹木の伐採 5. 道路及び道路付帯施設の建設 6. その他市長が必要と認めた事項 	

景観づくり重点区域は、計画図表示のとおり

◆行為の基準

対象	対象事項	基 準
建 築 物 ・ 工 作 物	素材及び 仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の構造材及び仕上げ材には、自然の風合いを醸し出す天然素材(木質材、石質材、土質材)を可能な限り使用する。 ・建築物等の構造材及び仕上げ材に天然素材を使用しない場合でも塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をする。
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の色は、周辺の景観と調和できるような色で整える。 ・壁面の色は自然にとけ込むベージュ系の色、屋根の色は落ち着き感のある濃茶系の色を基調とする。
	アクセント	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や水辺に面する窓やバルコニーには花台を設け、窓枠を付ける。
	家 並	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根が連続して建つ場合、隣の建物と屋根の形態やデザインを整える。 ・建築物と建築物の間の敷地境界には、なるべく塀等は設けない。塀等を設ける場合は、生垣や石積みにし、自然の雰囲気を大切にする。 ・敷地の条件が許す限り、建築物等の壁面線は道路境界から後退させる。 ・敷地と道路の境界付近の敷地は、花を植えたりして、歩行者も楽しめる工夫をこらす。
	照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・静かな夜の雪景色が演出できるよう、建築物に玄関灯を一つ以上付ける。ただし照明は暖かみのある光源を使用し、必要以上に華美にならないよう気をつける。

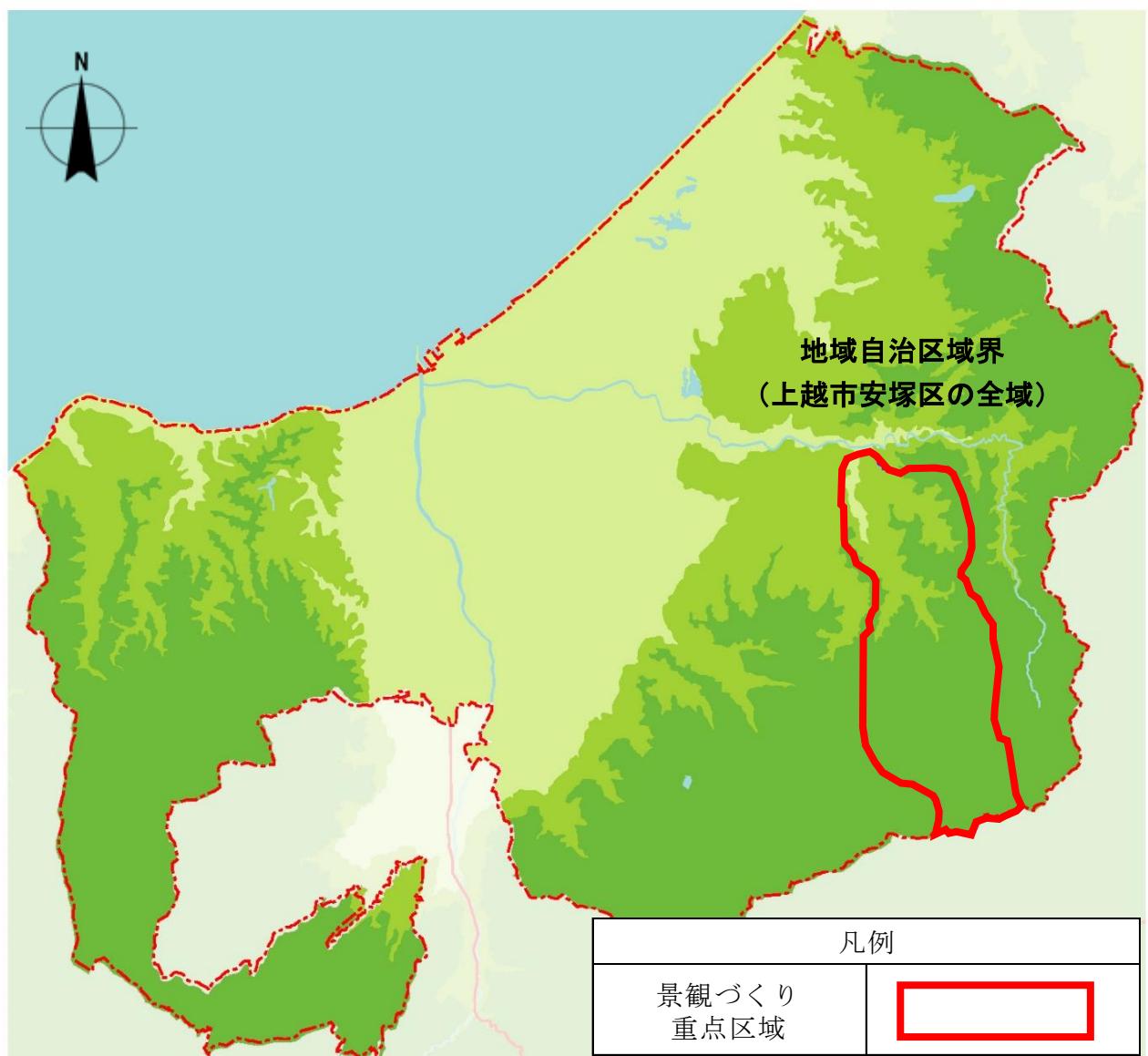
(2)-1. 安塚地区景観づくり地区計画

建築物・工作物	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の壁面や屋上には、屋外広告物を設置しない。(ただし商業等営業用の建築物は除く) 商業等営業用建築物等に付属する看板の数は、一つの建築物に対し一つとする。 屋外広告物の設置は、菱ヶ岳の眺望及び周辺の景観を阻害しない場所に設置し、大きさは地上からの高さ 6m以下、表示面積 3.3 m²以下に抑える。 屋外広告物は、自然の雰囲気を醸し出す木質系素材を中心素材とするが予算や耐候性の関係から鉄やアルミ等の人工的素材の使用も可能。ただし、人工的素材は茶色系のみで製作する。 電飾ネオン類、蛍光塗料、反射塗料は使用しない。
		<ul style="list-style-type: none"> 1,000 m²を超える一団の土地の区画形質の変更（以下「大規模開発」という）を進める際には、敷地周辺の地形を大幅に変えたり、樹木を伐採することは極力避ける。 大規模開発による土地造成に伴い、100 m²を超える利用目的のない傾斜地(以下「法面」という)が生ずる場合、法面に対し緑化を施す。 大規模開発を進める際には、開発地周辺の水質は開発後も開発前と同じ水質を維持できるよう水質管理をする。
土地の区画形質の変更	自然保全	<ul style="list-style-type: none"> 大規模開発を行う際には、敷地内に敷地面積の 20%以上の緑地を確保する。
	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の位置は、道路や河川の境界から壁面線を 5m以上後退させる。 建築物の高さ(地盤面から最上部までは、13m以下に抑える。それを超える場合は、市の同意を得る。
樹木の伐採	樹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 現在ある安塚区の樹林地の中で、魅力ある森や林を保全育成する。 市が認定する森や林や樹木を伐採する場合は、市の同意を得る。 市が認定する、家の周りの屋敷林、田畠周辺のはさ木は、間伐等の保全・育成の目的以外には伐採しない。その他の理由で伐採する場合は、市の同意を得る。 地滑り等の裸地及び廃屋等の空き地は、自然状態に復する努力をする。
道路及び道路付帯施設	道路付属施設の建設	<ul style="list-style-type: none"> 道路付帯物は、自然の雰囲気を醸し出す木質系素材、石質系素材等の利用や色による工夫で、周辺の自然景観との調和を図る。

(2)-1. 安塚地区景観づくり地区計画

その 他	道路緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いには、街路樹や花を植えられるスペースの確保を図る。 ・人々の目につきやすい街角は、高木や草花で植栽する。
	水辺の 自然保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川周辺の樹木は、伐採しない。 ・河川改修に伴う護岸整備には、周辺の植物や動物の生態系にも配慮し、可能な限り天然の素材を活用する。 ・川の水を汚さない努力をする。
	親水空間	<ul style="list-style-type: none"> ・河川沿いには、人々がくつろげる散策路を整備する。 ・河川改修や整備には、ヤナギ、ハンノキ、サクラ等の樹種を活用して、修景緑化を図る。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・土地造成に伴う法面は、できる限り周辺の環境に存在する樹種を用い修景緑化を行う。 ・大きな建築物の周辺では、緑化できるスペースを確保し、成長の早い樹種を用い早期の緑化に努力する。 ・人工物の壁面については、植栽を行い修景に努める。 ・家の軒先の修景は、屋根雪処理に配慮しながら、高木で彩りのある樹木や草花・地被植物を用いて修景する。 ・家の周辺には、雪国に強い宿根草や色とりどりの一年草を植栽し修景する。
	環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・生活及び産業廃棄物等のゴミ類は、市が指定した場所以外には屋外に投棄及び放置しない。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置には、周辺景観に十分配慮し、設置場所と修景に工夫を凝らす。

安塚地区景観づくり地区計画 地区計画図



(2)-2. 南本町三丁目地区景観づくり地区計画

令和4年12月1日 告示

◆地区の概要

範 囲	位 置 上越市南本町三丁目の一部
	面 積 約 1.2 ha
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 現況の景観特性を継承し、雪国のくらしづくりが印象的に感じられるまちなみをつくる。 雁木通りの雁木や建物の連続するまちなみを継承し、まとまりのあるまちなみをつくる。 自然の移り変わりやまちなみの変化を印象的に見せ、適度な変化と人びとの温もりが感じられるまちなみをつくる。
届出対象 とする行為	<p>雁木通り（一般県道青柳高田線）から見える建築物・工作物について、次のいずれかに該当する行為を行う場合。</p> <p>ア. 新築、新設、増築、改築、移転 イ. 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>

景観づくり重点区域は、計画図表示のとおり

◆行為の基準

対象	対象事項	基 準
建築物・工作物	総 体	<ul style="list-style-type: none"> 雁木通りには、原則として雁木[*]を設ける。 ※雁木：屋根が設置されているものであれば、形態は問わない。 雁木通りには、雁木以外の工作物（独立看板等）は設置しない。 やむを得ず、雁木を設けない場合は、雁木通り部分を空地として、通行できる空間を確保する。
	形 態	<ul style="list-style-type: none"> 雁木通りに屋根が設置されているものであれば、雁木の形態、屋根の仕上げは問わない。なお、雁木通りの連続性を損なわないように配慮する。
	構 造	<ul style="list-style-type: none"> 雁木の構造は、原則として木造とする。なお、他の構造とする場合は、雁木通りの連続性を損なわないように配慮する。
	幅 員	<ul style="list-style-type: none"> 雁木の有効幅員は、1.3m 以上確保する。
	歩行面	<ul style="list-style-type: none"> 雁木の歩行面は、滑りにくく、平たんな構造とする。なお、コンクリートを使用する場合は、木ゴテ仕上げなどの滑りにくい仕上げとするなど配慮する。 原則として、隣接する雁木とは段差をつけない。また、雁木の歩行面と道路面が接する場合は、極力、段差をつけない。

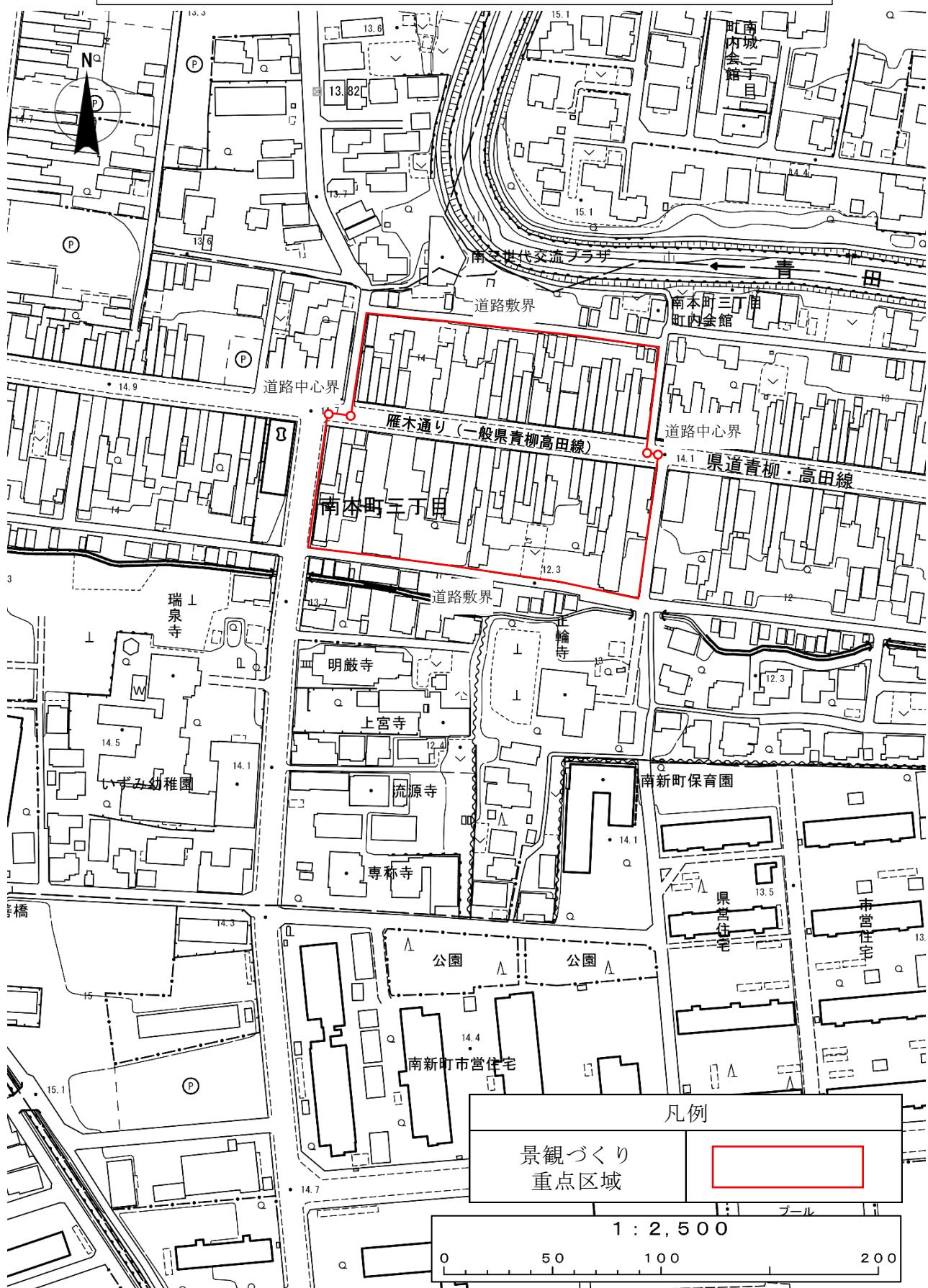
(2)-2. 南本町三丁目地区景観づくり地区計画

建築物・工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根、雁木の色は、「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」に沿った配色となるように配慮する。 建具やサッシは、雁木に似合う素材や意匠となるよう、可能な限り明るさを抑えた色にするなど配慮する。
	屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 看板等の屋外広告物は、連続雁木の連なりや風情を損なわないように、文字や素材などのデザインに配慮する。 看板等で雁木及び屋根を覆い隠すようなものは使用しない。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> 雁木灯等の照明は、温かなあかりで落ち着きのあるまちなみを演出するため、3,000K 以下の電球色に近い色温度となるように配慮する。

【参考】

「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」については、添付資料を参照のこと。

南本町三丁目地区景観づくり地区計画 地区計画図



(2)-3. 大町五丁目地区景観づくり地区計画

令和7年12月1日 告示

◆地区の概要

範 囲	位 置 上越市大町五丁目
	面 積 約 4.8 ha
方 針	<ul style="list-style-type: none"> 生活通路として先人の知恵でつくられた雁木を町内会全体で協力して守り、高田の（雪の町）雁木を大切に残し伝え、住む人々に安らぎ、癒しを与えてくれるまちづくりを目指す。 雁木通りの雁木や建物が連続するまちなみを継承し、統一感のあるまちなみをつくる。 季節の変化を感じられる風情ある雁木通りのまちなみをつくる。 県内外から訪れる人々に雁木のまちの良さや雪国の暮らしぶりが印象的に感じられるまちづくりを目指す。
届出対象 とする行為	<p>区域内の建築物・工作物について、次のいずれかに該当する行為を行う場合。</p> <p>ア. 新築、新設、増築、改築、移転 イ. 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>

景観づくり重点区域は、計画図表示のとおり

◆行為の基準

対象	対象事項	基 準
建築物・工作物	総 体	<ul style="list-style-type: none"> 雁木通りには、原則として雁木を設ける。 雁木通りには、通行を妨げる工作物等を設置しない。
	形 態	<ul style="list-style-type: none"> 雁木は落とし式（下屋式）を基本とする。やむを得ず他の形態とする場合は、雁木通りの連続性を損なわないように配慮する。 雁木の屋根の仕上げは、瓦葺き、金属板葺き（長尺金属板葺き、平葺き）とし、折板葺きは除く。 雁木軒先が見えないような立上がり幕板等は設置しない。 雁木の屋根は勾配屋根を原則とする。 雁木の柱や庇は、道路管理区域内に出ないようにする。
	構 造	<ul style="list-style-type: none"> 雁木の構造は、木造を基本とする。やむを得ず鉄骨造とする場合は、雁木通りの連続性を損なわないように配慮する。
	幅 員	<ul style="list-style-type: none"> 雁木の有効幅員は、1.5m以上確保する。
	歩行面	<ul style="list-style-type: none"> 雁木の歩行面は、滑りにくく、平たんな構造を基本とする。 隣接する雁木とは段差をつけない。また、雁木の歩行面と道路面が接する場合は、極力、段差をつけない。

(2)-3. 大町五丁目地区景観づくり地区計画

建築物・工作物	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外壁、屋根、雁木の色は、周辺のまちなみから突出することなく落ち着いた色とする。 落ち着いた色とは、「上越市環境色彩ガイドライン」の環境色彩基準の範囲を超えない色とする。
	看板等	<ul style="list-style-type: none"> 看板等の屋外広告物は、連続雁木の連なりや風情を損なわないように、デザインに配慮する。 看板等で雁木及び屋根を覆い隠すようなものは使用しない。 電飾看板は使用しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の色は建築物の色彩と同様の色となるよう配慮する。 通路に面して窓や室外機等を設置する場合は、格子等で目隠しするよう配慮する。 雁木灯等の照明は、温かみのある電球色に近い色となるように配慮する。

大町五丁目地区景観づくり地区計画 地区計画図



南本町三丁目雁木ガイドライン

平成 17 年 1 月策定

新築にも活かせます！

まずはご相談下さい！

上越市には雁木整備を促進する為の補助金制度があります

- 一定の条件を満たした上、かかった費用の 1/2 (上限 45 万円) の補助を受けることができます。
- 地域（南本町 3 丁目地区）で定めた任意協定やガイドラインに沿った計画であることが必要です。
- 詳しくは上越市文化振興課の Web サイトをご参照下さい。

◎雁木ガイドラインの内容（一部抜粋）

【総体】

昔から雁木を持つ通りには必ず雁木を設けるものとします。

雁木と主屋は一体のものである事を原則とします。

【歩行面】

滑りにくく、平坦な敷石を基本とします。やむを得ずコンクリートを使用する場合は、木ゴテ仕上げなどの滑りにくい仕上げとし、化粧目地により、デザインに配慮します。

【色彩】

主屋、雁木及び屋根の色は、周辺の伝統的色合いとの調和を図るよう、派手な色を避け、落ち着いたものとします。

【看板等】

看板等の屋外広告物は、連続雁木の連なりや風情を損なわないようデザインに配慮します。

南本町三丁目地区のまちづくりこれまでの取り組み

地域の方々が自ら・協働し、魅力あるまちなみ景観づくりに取り組んでいます！



お問い合わせ・ご相談先

南本町三丁目景観づくりの会 (025-524-8735)

南本町三丁目地区のまちづくり

景観色彩ガイドライン の運用についてのお知らせ

地域の魅力を次世代に引き継ぐ南本町三丁目景観色彩ガイドライン

南本町三丁目のまちなみには似合う色、雰囲気、素材などのイメージを皆で共有し、統一感や連続性を持たせることによって地域の魅力をさらに向上させるため、「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」を作成しました。

町内で建物を改修・新築する際には、外壁や屋根、雁木の色をガイドラインに沿ったものにするよう、ご協力をお願いします。詳しくは南本町三丁目景観づくりの会へお問い合わせください。

◎運用のイメージ

南本町三丁目にお住いの皆様

①新築・改修の計画

②新築・改修時の声掛け

④確認結果のお知らせ (必要に応じて計画変更のお願いをする場合があります)

南本町三丁目景観づくりの会

③外観の色が街並みに合うか確認する

建物の改修・新築を行う際は、ぜひ上越市／南本町三丁目景観づくりの会にお声掛け下さい！

◎景観色彩ガイドラインの活用イメージ

個々の主張が強く、まとまりが感じられないまちなみ



穏やかな基調色により連続性の感じられるまちなみ



- 目次 -

南本町三丁目景観色彩ガイドラインの運用についてのお知らせ

… P1

南本町三丁目景観色彩ガイドラインについて

… P2 ~ P3

南本町三丁目雁木ガイドラインについて / 南本町三丁目地区のまちづくりこれまでの取り組み … P4

南本町三丁目景観色彩ガイドライン

◎景観を自主ルールで形成していくために

まちの景色は、自然の地形やそれらがつくりだす風土はもちろんのこと、先人や今を生きる住民の営みによって形成されています。そこには長い時間の経過の中で変化しつつも、継承されてきたものがあります。南本町三丁目地区らしい景観を次代に引き継いでいくためには、地域の皆さんのがこの地区にしかない景観資源をまちの重要な景観要素として認識し、まちの資産として育んでいくことが大切です。

◎目指したい景観イメージ



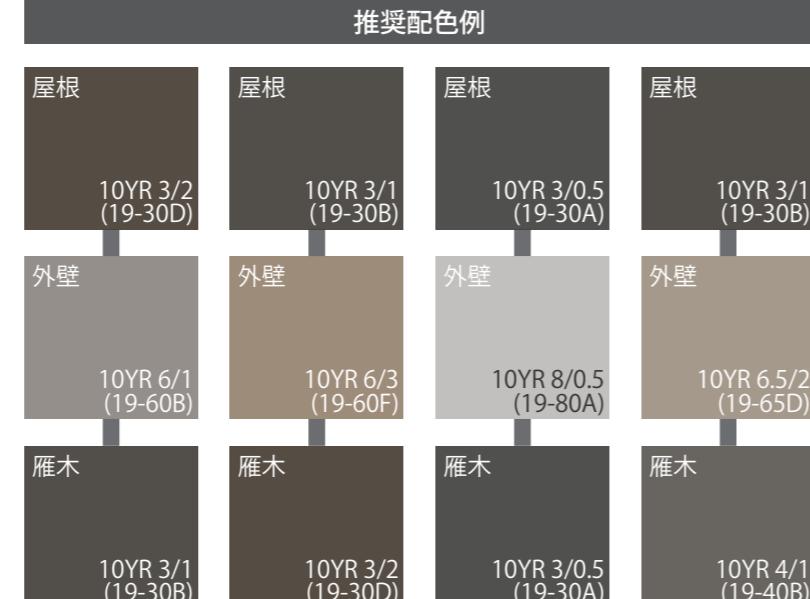
◎外装基調色の推奨色と推奨配色例

- 基準の中心色は、暖かみのある灰色や黒、焦げ茶などの落ち着きのある色です。
- 建具や雁木の色は歩行空間を彩る重要な要素です。外壁色との色彩調和と共に、周辺建物との連続性が感じられる色の選定を心がけてください。

色彩基準内の外壁基調色の推奨色



推奨配色例



※色見本に記載の数字と記号は、上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会標準色見本帳の色番号です。

雁木に似合う文字や色

文字や素材に配慮し、個性あふれる看板をデザインしましょう



雁木に似合う素材や意匠

外観の素材や色あいを出来るだけ揃えましょう



雁木を照らす温かなあかり

どのような照明器具でも色温度を揃えると、まとまりが生まれます

3000K以下の電球色に近い色温度で揃えると、落ち着きのあるまちなみを演出することができます。

- 高い
↓
色温度(ケルビン)
↓
低い
- 8000K: 昼間屋外
 - 7000K: 曇天屋外
 - 6000K: 薄曇りの空
 - 5000K: 太陽光 LED電球(白色)
 - 4000K: 白色蛍光灯
 - 3000K: 白熱電球 ハロゲンランプ LED電球(電球色)
 - 2000K: 日の出日の入



雁木に関する基礎知識

【参考資料】

雁木とは

- 江戸時代、「この下に高田あり」と高札が立てられたほどの豪雪地帯である高田では、冬期間でも人々の往来ができるよう、家の前に張り出した庇である「雁木」が造されました。
- 雁木は母屋の一部であり、雁木の下は私有地なので、雁木の高さや雁木の下の舗装も一軒一軒異なります。雁木は厳しい雪国の環境の中で育まれた互助の精神の象徴である伝統的な建造物です。



- 本紙は、景観づくり地区計画の円滑な運用のため、「雁木」に関する基礎知識を共有することを目的としています。

歩行空間

- 雁木が生み出す歩行空間は、歩行者の円滑な通行のため、現在も利用されています。
- 雁木が歩行空間として機能していることを鑑み、工作物の設置は避け、雁木を設けない場合は建物をセットバックするなど、歩行空間を確保するための工夫がされています。

基本



やむを得ず雁木を設けない場合



雁木通りとして通行できる空間を確保している例

3

形態

- 雁木は、落とし式（下屋式）、造り込み式、単独式等、様々な形態で建築されています。
- 形態の選定は各建物所有者に委ねられるのですが、雁木通りとしての連続性を損なわないように配慮されています。

基本



他の形態とする場合



造り込み式



単独・独立式



カーポート式



その他の形態

4

材質

- 雁木の主要構造部は、木造、鉄骨造等の様々な材質で建築されています。
- 雁木の屋根は、瓦葺き、長尺金属板葺き等の様々な材質で建築されています。
- 材質の選定は各建物所有者に委ねられるものですが、建築場所の現場条件や使用方法を勘案の上、雁木通りとしての連続性を損なわないように配慮されています。

主要構造



木造



鉄筋コンクリート造



鉄骨造



屋根



長尺金属板葺き



折板葺き

5

有効幅員

- 雁木は歩行空間であることから、一定の有効幅員が確保されるよう配慮されています。
- 雁木通りによって幅員は様々ですが、雁木通りの連続性を鑑み、一定程度の有効幅員が確保されるよう配慮されています。

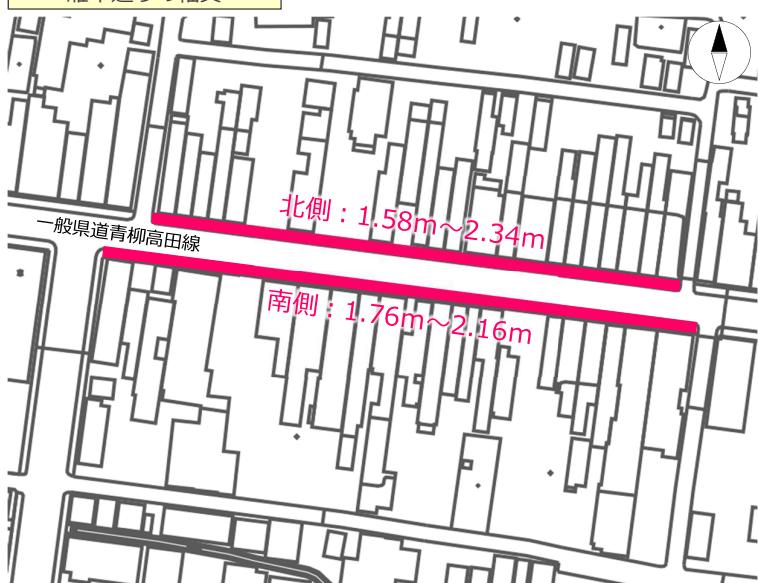
※有効幅員とは車両の通行上支障のない部分の幅をいい、柱等の構造物を除く幅をいいます。

有効幅員



有効幅員

雁木通りの幅員



6

歩行面

- 雁木は歩行空間であることから、歩行面は滑りにくく、平坦となるよう配慮されています。
- 材質は、石畳やコンクリートなど様々ですが、コンクリートとする場合は木ゴテ仕上げ等の滑りにくい表面仕上げとするなどの配慮がされています。
- 隣接する雁木や道路との段差は可能な限り小さくし、やむを得ず段差が生ずる場合は、小さな勾配でりつけるよう配慮されています。

材質



石畳



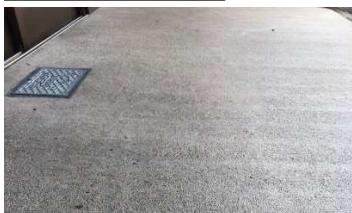
レンガ敷き

段差



隣接する雁木、道路面との段差

表面仕上げ



木ゴテ仕上げ



洗い出し

7

色彩

- 雁木（柱、屋根、歩行面等）及び道路に面する建物（外壁、建具等）の色は、周辺環境や建築物に馴染む素材や意匠でできるだけ明るさを抑えた色となるよう配慮されています。

色彩の代表例



屋根	N1.5	N1.5	N1.5	N1.5	黒
外壁	2.5Y9/1.5	5YR4/1	1.25Y8/2	N9	ベージュ、茶
建具・格子	10R2/1	10R2/1	10R3/3	10YR2/1	茶、こげ茶
雁木（屋根）	N1.5	N1.5	N1.5	N1.5	黒
雁木（柱）	N2	10YR2/1	10YR2/1	10YR2/1	茶、こげ茶
雁木（歩行面）	コンクリート	石畳	石畳・洗い出し	コンクリート	グレー

色彩ガイドラインによる誘導



南本町三丁目景観色彩ガイドライン



色彩基準内の外壁基調色の推奨色

10YR 6.5/0.5 (19-65A)	10YR 7/2 (19-70D)	7.5YR 4/2 (17-40D)
10YR 6/1 (19-60B)	10YR 6/3 (19-60F)	2.5Y 7/1 (22-70B)
10YR 5/1 (19-50B)	10YR 4/1 (19-40B)	2.5Y 5/1 (22-50B)

推奨配色例

屋根	屋根	屋根	屋根
10YR 3/2 (19-30D)	10YR 3/1 (19-30B)	10YR 3/0.5 (19-30A)	10YR 3/1 (19-30B)
外壁	外壁	外壁	外壁
10YR 6/1 (19-60B)	10YR 6/3 (19-60F)	10YR 8/0.5 (19-80A)	10YR 6.5/2 (19-65D)
雁木	雁木	雁木	雁木
10YR 3/1 (19-30B)	10YR 3/2 (19-30D)	10YR 3/0.5 (19-30A)	10YR 4/1 (19-40B)

※色見本に記載の数字と記号は、上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会標準色見本帳の色番号です。

8

外構付属物

- 道路に面する建具がアルミサッシの場合や空調室外機を設置する場合は、落ち着いた色彩の木製格子等で目隠しのための修景を施すなど、配慮されています。
- 看板等の屋外広告物は、連續雁木の連なりや風情を損なわないよう、木製看板など自然由来の素材を用いるとともに、落ち着いたデザインや色彩となるよう、配慮されています。

アルミサッシ、空調室外機の目隠し



看板



木製看板など落ち着いたデザインや色彩

9

照明

- 雁木灯等の照明は、温かな灯りで落ち着きのある街並みを演出できるよう、色味や照明手法を工夫するなど、配慮されています。

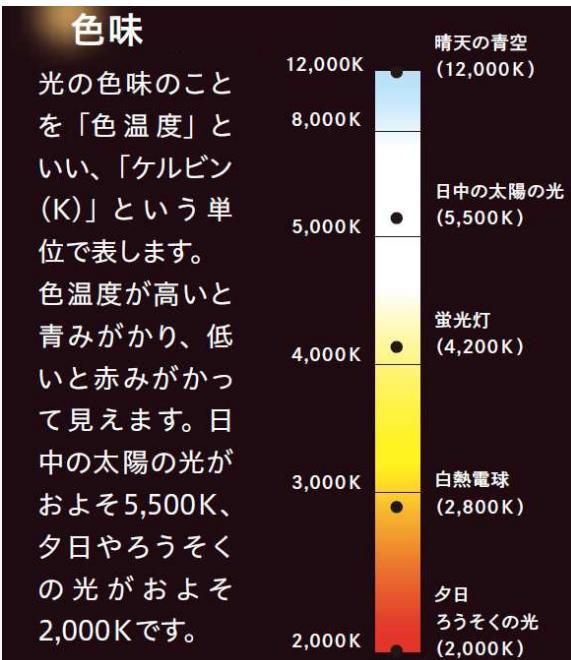
雁木灯



温かみのある電球色で夜間の街並みを演出

色味

光の色味のこと
を「色温度」と
いい、「ケルビン
(K)」という単
位で表します。
色温度が高いと
青みがかり、低
いと赤みがかっ
て見えます。日
中の太陽の光が
およそ5,500K、
夕日やろうそく
の光がおよそ
2,000Kです。



色味

10